

# 木曽岬町 障がい者計画

及び

第7期障がい福祉計画  
第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

木 曽 岬 町

# 目次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって .....                | 1  |
| 1 計画策定の背景と趣旨 .....                  | 1  |
| 2 計画の位置づけ .....                     | 5  |
| 3 計画の対象者 .....                      | 6  |
| 4 計画期間 .....                        | 6  |
| 5 計画策定の体制 .....                     | 7  |
| 第2章 障がい者を取り巻く状況 .....               | 8  |
| 1 障がい者数の推移 .....                    | 8  |
| 2 教育・療育、社会参加の現状 .....               | 12 |
| 3 生活支援の現状 .....                     | 13 |
| 4 障がい者施策の課題やニーズ（アンケート調査より） .....    | 14 |
| 5 課題のまとめ .....                      | 29 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 .....                | 31 |
| 1 基本理念 .....                        | 31 |
| 2 基本施策 .....                        | 31 |
| 3 計画の体系（現計画の体系を踏襲） .....            | 34 |
| 第4章 障がい者計画 .....                    | 35 |
| 1 相談支援・福祉サービスの充実 .....              | 35 |
| 2 発達支援・医療の充実 .....                  | 40 |
| 3 差別の解消と配慮 .....                    | 42 |
| 4 自立と社会参加の促進 .....                  | 46 |
| 5 すべての人にやさしいまちづくりの推進 .....          | 48 |
| 第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 .....          | 51 |
| 1 国の第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の基本指針の概要 .. | 51 |
| 2 障がい福祉計画の成果目標 .....                | 53 |
| 3 障がい児福祉計画の成果目標 .....               | 57 |
| 4 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策 .....      | 58 |
| 5 障害児福祉サービス等の見込量と確保のための方策 .....     | 63 |
| 6 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策 .....       | 65 |
| 7 その他の活動指標 .....                    | 71 |
| 第6章 計画の推進 .....                     | 75 |
| 1 計画の進行・管理 .....                    | 75 |
| 2 地域自立支援協議会の役割 .....                | 75 |
| 資料編 .....                           | 76 |

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景と趣旨

本町は、障害者基本法に基づく計画として、平成30年3月に「木曽岬町障がい者計画（平成30～令和5年度）」を策定し、『障がいの有無によって分け隔てられることない 共生のまち きそさき』の理念の下に、障がい者や障がい児の自立した生活を総合的に支援するとともに、共生社会と障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを進めてきました。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、令和3年3月に「木曽岬町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（令和3～5年度）」を策定し、障害福祉サービスや障害児福祉サービス等の計画的な推進に努めてきました。

この間、国においては、障がい者等に関わる法制度の改正が行われており、令和5年3月には「障害者基本計画（第5次）」が公表されています。

そしてこのたび、上記の町の3計画の最終年度にあたり、国の法改正や「障害者基本計画（第5次）」とともに、高齢化の進行をはじめとする社会情勢の変化に対応し、より具体的で実効性のある施策を実施すべく、現計画を見直し、新たな計画の策定を行うものです。

#### 近年の国の主な法改正等

| 法律    |               | 概要                                                                                                                                                   |
|-------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成30年 | 改正障害者総合支援法の施行 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 地域生活を支援するサービス（自立生活援助）、就労定着に向けた支援を行うサービス（就労定着支援）の創設</li><li>● 重度訪問介護の訪問先の拡大・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用促進</li></ul> |
|       | 障害者文化芸術推進法の施行 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備とそのための支援の促進</li></ul>                                                                 |

| 法律        |                                 | 概要                                                                                                                                                   |
|-----------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成<br>30年 | バリアフリー法の施行                      | ● 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進、心のバリアフリーの推進                                                                                                                 |
|           | 改正社会福祉法の施行                      | ● 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）を整備                                                                                                           |
| 31年       | 読書バリアフリー法の施行                    | ● 視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進                                                                                                                        |
| 令和<br>元年  | 欠格条項削除一括法の施行                    | ● 成年後見制度を利用した人が、公務員や法人役員といった資格や地位を失う各種法律の「欠格条項」を原則として削除                                                                                              |
| 2年        | 改正障害者雇用促進法の施行                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援</li> <li>● 国及び地方公共団体による障害者活躍推進計画の作成</li> </ul> |
| 3年        | 医療的ケア児支援法の施行                    | ● 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務の明記や支援センターの設置の促進等                                                                                            |
|           | 障害者差別解消法の改正                     | ● 障がい者への合理的配慮の提供を民間の事業者にも義務付け                                                                                                                        |
|           | 改正社会福祉法の施行                      | ● 地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業（重層的支援体制整備事業）の創設                                                                                                   |
| 4年        | 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 | ● 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に向けた地方公共団体や事業者・国民の責務等を明記                                                                                             |
| 5年        | 障害者基本計画（第5次）の公表                 | ● 令和5年度から令和9年度までの5年間で、政府が講ずる障がい者施策の最も基本的な計画                                                                                                          |

## ①本基本計画を通じて実現を目指すべき社会

基本法第1条は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定している。

本基本計画は、同法の目的の達成はもちろんのこと、次に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されている。

- 「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- 「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- 障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

資料：内閣府「障害者基本計画（第5次）」から抜粋

## ②各分野における障害者施策の基本的な方向別のポイント

| Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向   | 第5次計画で追加された項目や主な項目、主な視点                                                                                                                                    |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 虐待の早期発見や防止に向けた取組</li> <li>● 強度行動障がいをもつ者の支援に関する研修の実施の支援体制整備</li> <li>● どの相談窓口等でも対応されないという事案が生じないように取り組む</li> </ul> |
| 2. 安全・安心な生活環境の整備        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ソフト面（接遇ガイドライン等の普及・啓発等）、ハード面からのバリアフリー化</li> </ul>                                                                  |

| Ⅲ 各分野における障害者<br>施策の基本的な方向           | 第5次計画で追加された<br>項目や主な項目、主な視点                                                                                                                                         |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3. 情報アクセシビリティ<br>の向上及び意思疎通支援<br>の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報アクセシビリティの向上に向けた、ICT機器の利活用の推進や支援</li> <li>● 手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣</li> </ul>                                                |
| 4. 防災、防犯等の推進                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定</li> </ul>                                                                                        |
| 5. 行政等における配慮の<br>充実                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 心身の障がい等により制限を付している法令の規定（相対的欠格条項）の見直し</li> </ul>                                                                            |
| 6. 保健・医療の推進                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 切れ目のない退院後の精神障がい者への支援</li> </ul>                                                                                            |
| 7. 自立した生活の支援・<br>意思決定支援の推進          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保</li> <li>● 医療的ケア児支援センターが各種支援や研修の実施等を推進</li> <li>● 障がい児においても、こどもの意思決定支援等に配慮した必要な支援を推進</li> </ul> |
| 8. 教育の振興                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校教育における障がいのある幼児児童生徒及び学生に対する支援を推進</li> <li>● 公立小・中学校施設における、令和7年度末までの5年間の緊急かつ集中的なバリアフリー化の整備</li> </ul>                      |
| 9. 雇用・就業、経済的自<br>立の支援               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援</li> </ul>                                                                          |
| 10. 文化芸術活動・スポー<br>ツ等の振興             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者の地域における文化芸術活動の環境づくり、地方公共団体における障がい者による文化芸術活動に関する計画策定の促進</li> <li>● 障がいの有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり</li> </ul>             |
| 11. 国際社会での協力・連<br>携の推進              | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信</li> </ul>                                                                                          |

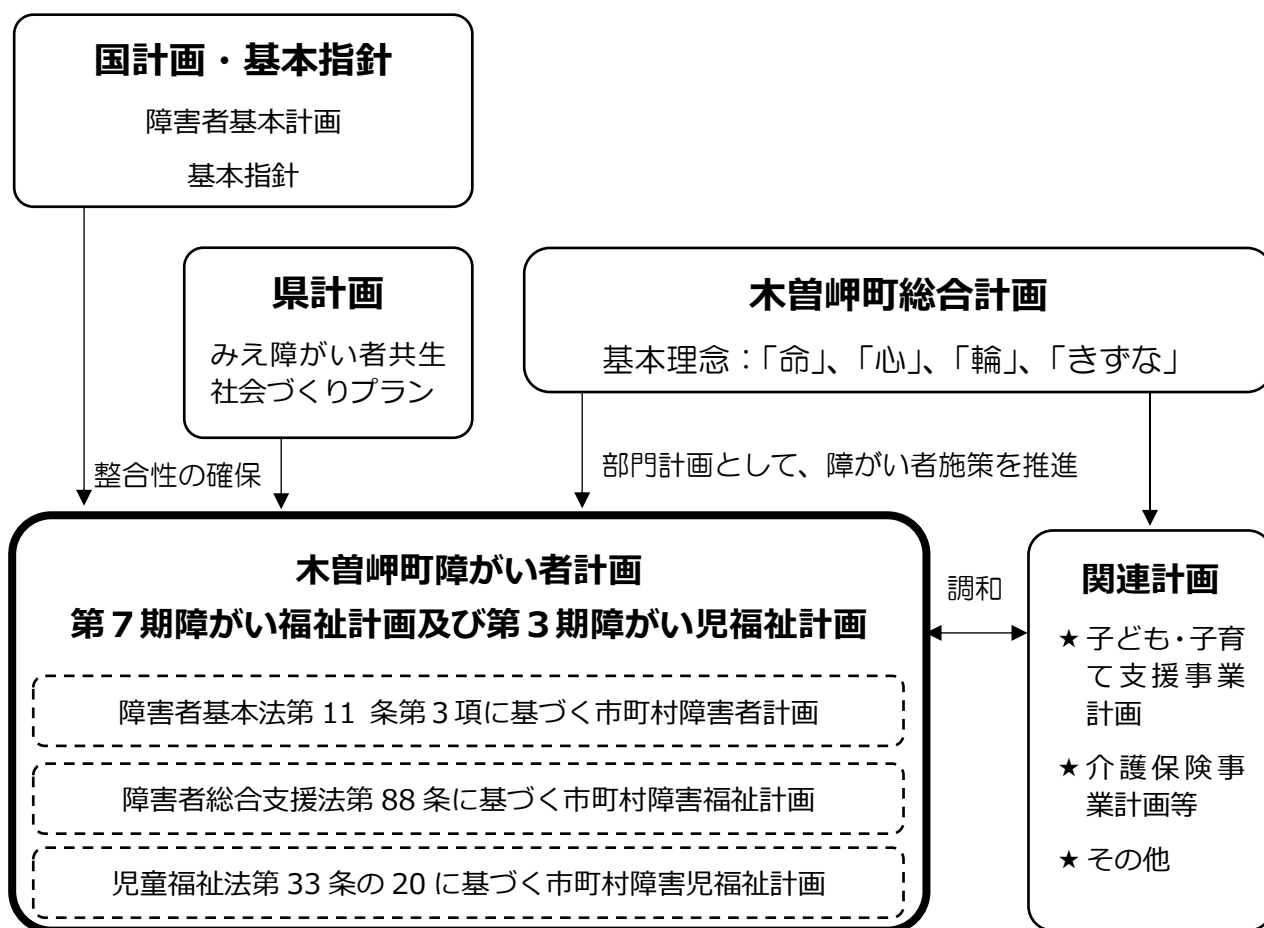
資料：内閣府「第5次障害者基本計画概要」等から作成

## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけられ、これら 3 計画を一体的に策定するものです。

また、国の障害者基本計画や県の計画の方向性との整合を確保するとともに、町の上位・関連計画である総合計画や子ども・子育て支援事業計画、介護保険事業計画等との調和にも配慮します。

さらに、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」については、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）に即して策定する必要があります。



### 3 計画の対象者

本計画の対象者は、障害者基本法第2条に基づく対象者とします。

また、本計画を推進するためには、すべての町民の理解と協力が求められることから、本計画は、障がい者をはじめとする全町民を対象とします。

#### ■障害者基本法

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

### 4 計画期間

本計画の期間は、次のとおりです。

#### ■木曽岬町障がい者計画等の期間

| 令和3年度                                   | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度                                   | 令和7年度 | 令和8年度                                    | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------------------------------|-------|-------|-----------------------------------------|-------|------------------------------------------|-------|--------|--------|
| 第5次総合計画                                 |       |       | 第6次総合計画                                 |       |                                          |       |        |        |
| 木曽岬町障がい者計画<br>(平成30～令和5年度)              |       |       | 木曽岬町障がい者計画<br>(令和6～11年度)                |       |                                          |       |        |        |
| 第6期障がい福祉計画・<br>第2期障がい児福祉計画<br>(令和3～5年度) |       |       | 第7期障がい福祉計画・<br>第3期障がい児福祉計画<br>(令和6～8年度) |       | 第8期障がい福祉計画・<br>第4期障がい児福祉計画<br>(令和9～11年度) |       |        |        |

## 5 計画策定の体制

### (1) 木曽岬町地域自立支援協議会の開催

本計画の策定にあたっては、町民、関連団体、保健・医療・福祉・教育等関係機関などの代表者からなる「木曽岬町地域自立支援協議会」を開催し、計画の審議、検討を行います。

### (2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、町の障がい者施策の満足度や今後の重要度、介護者の状況、差別や共生社会に対する意識等を把握し、本計画策定の基礎資料とするため、各手帳所持者等やそのほかの町民を対象とするアンケート調査を実施しました。

#### ■アンケート調査の概要

| 種類       | 調査対象                                                            | 調査方法        | 調査時期                      |
|----------|-----------------------------------------------------------------|-------------|---------------------------|
| 手帳所持者等調査 | 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、児童（児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業利用者等） | 郵送法         | 令和5年9月<br>（9月29日<br>回答期限） |
| 町民調査     | 20歳以上の町民【無作為抽出】                                                 | 郵送法とWeb方式併用 |                           |

#### ■アンケート調査の配布数等

| 種類       | 配布数 | 回収数 | 回収率   |
|----------|-----|-----|-------|
| 手帳所持者等調査 | 281 | 149 | 53.0% |
| 町民調査     | 500 | 193 | 38.6% |

### (3) パブリックコメントの実施【令和6年1月5日～1月19日に実施】

計画素案への意見を町民等から広く募るため、役場福祉健康課の窓口及び町のホームページで素案を公表するとともに、町の広報誌を通じて広く周知しました。

## 第2章 障がい者を取り巻く状況

### 1 障がい者数の推移

#### (1) 人口と障害者手帳所持者の推移

本町の総人口は、年々減少傾向にあり、身体障害者手帳所持者も減少傾向です。一方、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の各手帳所持者数は、概ね横ばいで推移しています。

| 区分              |     | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|-----|-------|-------|-------|
| 総人口             |     | 6,171 | 6,047 | 5,955 |
| 身体障害者手帳         | 所持者 | 212   | 210   | 197   |
|                 | 比率  | 3.4%  | 3.5%  | 3.3%  |
| 療育手帳            | 所持者 | 48    | 48    | 48    |
|                 | 比率  | 0.8%  | 0.8%  | 0.8%  |
| 精神障害者<br>保健福祉手帳 | 所持者 | 52    | 45    | 47    |
|                 | 比率  | 0.8%  | 0.7%  | 0.8%  |

資料：住民基本台帳、手帳所持者数は福祉健康課調べ（ともに各年4月1日現在）

#### (2) 身体障害者手帳所持者数の推移

障がい部位ごとでは、肢体不自由・内部障がいの2つで全体の88.3%（令和5年度）を占めています。



| 区分             | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|----------------|---------|---------|---------|
| 視覚障がい          | 13      | 13      | 9       |
| 聴覚・平衡機能障がい     | (1) 12  | (1) 11  | 10      |
| 音声・言語そしゃく機能障がい | 7       | 8       | 6       |
| 肢体不自由          | (2) 93  | (2) 84  | (2) 78  |
| 内部障がい          | 87      | 94      | 94      |
| 合計             | (3) 212 | (3) 210 | (2) 197 |

( ) 内の数字は18歳未満の数

資料：福祉健康課（各年4月1日現在）

## (2) - 1 等級別障がい者数の推移

等級ごとに占める割合は1級が最も多く、次いで4級、3級の順となっています。

| 区分 | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|----|---------|---------|---------|
| 1級 | (2) 71  | (2) 74  | (2) 66  |
| 2級 | 26      | 25      | 22      |
| 3級 | 47      | 43      | 39      |
| 4級 | 51      | 53      | 57      |
| 5級 | 7       | 5       | 5       |
| 6級 | (1) 10  | (1) 10  | 8       |
| 合計 | (3) 212 | (3) 210 | (2) 197 |

( ) 内の数字は18歳未満の数

資料：福祉健康課（各年4月1日現在）

## (3) 療育手帳所持者数の推移

年齢構成は、18歳未満が39.6%、18歳以上が60.4%（令和5年度）となっています。

| 区分 |       | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----|-------|-------|-------|-------|
| A  | 18歳未満 | 8     | 8     | 7     |
|    | 18歳以上 | 15    | 15    | 14    |
| B  | 18歳未満 | 9     | 9     | 12    |
|    | 18歳以上 | 17    | 16    | 15    |
| 合計 |       | 49    | 48    | 48    |

資料：福祉健康課（各年4月1日現在）

## (4) 精神障害者保健福祉手帳及び精神通院医療受給者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、2級が最も多くなっています。

精神通院医療受給者数は、増加傾向となっています。

| 区分              | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|
| 1級              | 4     | 3     | 3     |
| 2級              | 31    | 26    | 25    |
| 3級              | 17    | 16    | 19    |
| 合計              | 52    | 45    | 47    |
| 精神通院医療費<br>受給者数 | 109   | 113   | 127   |

資料：福祉健康課（各年4月1日現在）

## (5) 特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病の推移

特定医療費（指定難病）受給者数は、概ね横ばいです。令和4年で最も多い疾病は潰瘍性大腸炎であり、全体の25.0%を占めています。

特定医療費（指定難病）受給者数

※受給者のいる難病のみ

| 疾患名                | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  |
|--------------------|-------|-------|-------|
| 球脊髄性筋萎縮症           | 1     | 1     | 1     |
| 筋萎縮性側索硬化症          | 1     | 0     | 0     |
| パーキンソン病            | 2     | (1)2  | 3     |
| 大脳皮質基底核変性症         | 1     | 0     | 0     |
| 重症筋無力症             | 4     | 2     | (1)3  |
| 脊椎小脳変性症（多系統萎縮症を除く） | 0     | 0     | (1)1  |
| 多系統萎縮症             | (1)1  | 1     | 0     |
| もやもや病              | 1     | 1     | (1)2  |
| 高安動脈炎              | 1     | 1     | 1     |
| 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症     | 0     | (1)1  | 1     |
| 皮膚筋炎／多発性筋炎         | 2     | 2     | 2     |
| 全身性強皮症             | 1     | 1     | 1     |
| シェーグレン症候群          | 1     | 1     | 1     |
| 肥大型心筋症             | 1     | 1     | 1     |
| 再生不良性貧血            | 1     | 1     | 0     |
| 黄色靱帯骨化症            | 1     | 0     | 1     |
| 後縦靱帯骨化症            | 3     | (1)2  | 3     |
| 特発性大腿骨頭壊死症         | 1     | 0     | 0     |
| 下垂体性PRL分泌亢進症       | 0     | (1)1  | 1     |
| 下垂体前葉機能低下症         | 1     | 0     | 0     |
| サルコイドーシス           | (1)1  | 0     | 1     |
| 突発性間質性肺炎           | (1)0  | 0     | 0     |
| 肺動脈性肺高血圧症          | 3     | 1     | (1)1  |
| 慢性血栓塞栓性肺高血圧症       | 0     | 0     | (1)1  |
| 網膜色素変性症            | (1)1  | 1     | 1     |
| 原発性胆汁性肝硬変          | 1     | 1     | 1     |
| クローン病              | 1     | 0     | 0     |
| 潰瘍性大腸炎             | (1)8  | (2)8  | (1)9  |
| 後発性後天性全身性無汗症       | 0     | (1)1  | 1     |
| 合計                 | (5)39 | (7)30 | (6)36 |

( )内の数字は新規申請者数

資料：桑名保健所年報 各年3月31日現在

小児慢性特定疾病医療受給者数は、横ばいとなっています。

小児慢性特定疾病医療受給者数

※受給者のいる疾患のみ

| 疾 患 名   | 令和2年 | 令和3年  | 令和4年  |
|---------|------|-------|-------|
| 慢性心疾患   | 1    | (1) 1 | (1) 1 |
| 内分泌疾患   | 1    | 1     | 1     |
| 神経・筋疾患  | 1    | 1     | 1     |
| 慢性消化器疾患 | 2    | 2     | (1) 2 |
| 合 計     | 5    | (1) 5 | (2) 5 |

( ) 内の数字は新規申請者数

資料：桑名保健所年報 各年3月31日現在



## 2 教育・療育、社会参加の現状

### (1) 教育・療育環境

#### ① 就学前の障がい児の教育・療育

本町は、令和5年度現在、幼保連携型認定こども園を1か所設置しており、障がい児の利用にあたっては、保護者や町内外の関係機関と連携して、必要な配慮や支援を実施しています。

#### ② 小・中学校における障がい児の教育・療育

本町の特別支援学級は、令和5年度現在、小学校4学級、中学校1学級となっており、保護者や町内外の関係機関と連携して、必要な配慮や特別支援教育を実施しています。

### (2) 雇用・就業状況

町職員の障がい者雇用状況は、令和5年度現在で1人となっており、雇用率は1.56%となっています。

また、町内には、就労継続支援(A型)との就労継続支援(B型)の各事業所がそれぞれ1か所あり、2か所合わせた定員は30人で、通所者数は次のとおりとなっています。

#### 町職員の障がい者雇用状況の推移

| 区分   |          | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|----------|-------|-------|-------|
| 町長部局 | 対象職員数(人) | 82.5  | 83.5  | 81    |
|      | 障がい者数(人) | 0     | 1     | 1     |
|      | 雇用率(%)   | 0     | 1.53  | 1.56  |

#### 就労継続支援の通所者数(人)の推移

| 名称       | 区分         | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|------------|-------|-------|-------|
| てしお夢いあーむ | 就労継続支援(A型) | 19    | 22    | 21    |
| さくら作業所   | 就労継続支援(B型) | 9     | 9     | 9     |

### 3 生活支援の現状

#### (1) 自立支援医療の支給

医療給付状況の推移をみると、更生医療費受給者数は横ばいとなっていますが、精神通院医療受給者数は年々増加しています。

| 疾 患 名          | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|-------|-------|-------|
| 精神通院医療受給者数【再掲】 | 109   | 113   | 127   |
| 更生医療受給者数       | 2     | 2     | 3     |
| 育成医療受給者数       | 2     | 2     | 1     |
| 心身障害者医療受給者数    | 214   | 214   | 208   |

#### (2) 各種年金、手当等の支給

各種年金、手当等の給付状況の推移をみると、町の心身障害者福祉年金の支給件数は、令和5年度では214件となっています。

| 疾 患 名      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 特別障害者手当    | 1     | 1     | 1     |
| 障害児福祉手当    | 4     | 3     | 4     |
| 特別児童扶養手当   | 12    | 14    | 15    |
| 町心身障害者福祉年金 | 214   | 214   | 214   |

## 4 障がい者施策の課題やニーズ（アンケート調査より）

---

### （１）本町の障がい者施策の満足度と今後の重要度【手帳所持者等調査】

---

本町の障がい者施策の満足度を見ると、「満足」「やや満足」との回答率は、木曽岬町の障がい者施策全般は 71.2%となっています。

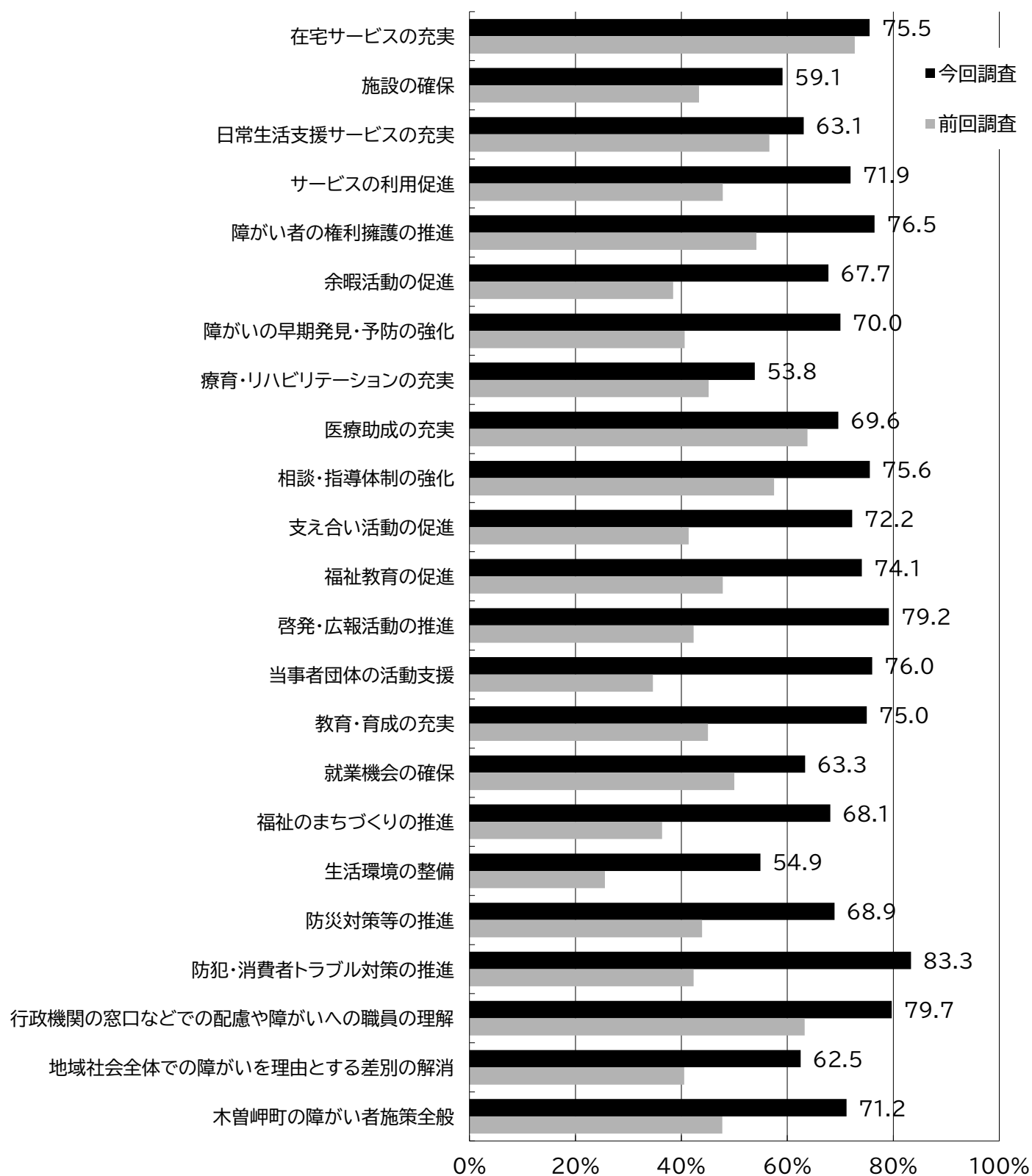
個別の施策の満足度は、「防犯・消費者トラブル対策の推進」が 83.3%と最も高く、次いで「行政機関の窓口などでの配慮や障がいへの職員の理解」が 79.7%、「啓発・広報活動の推進」が 79.2%と続いており、個別の施策では、防犯に関することや職員の窓口対応等への満足度が比較的高い状況です。

一方、満足度が比較的低い施策は、「療育・リハビリテーションの充実」が 53.8%、「生活環境の整備」が 54.9%などとなっています。

満足度を前回調査（平成 29 年調査）と比較すると、いずれの施策も満足度が上昇しています。

また、施策の重要度を見ると、「重要」「やや重要」との回答率は、「医療助成の充実」が 64.4%と最も高く、次いで「防災対策等の推進」が 58.4%、「生活環境の整備」が 57.7%と続いており、医療や防災、生活環境に関する施策の重要度が比較的高い状況です。

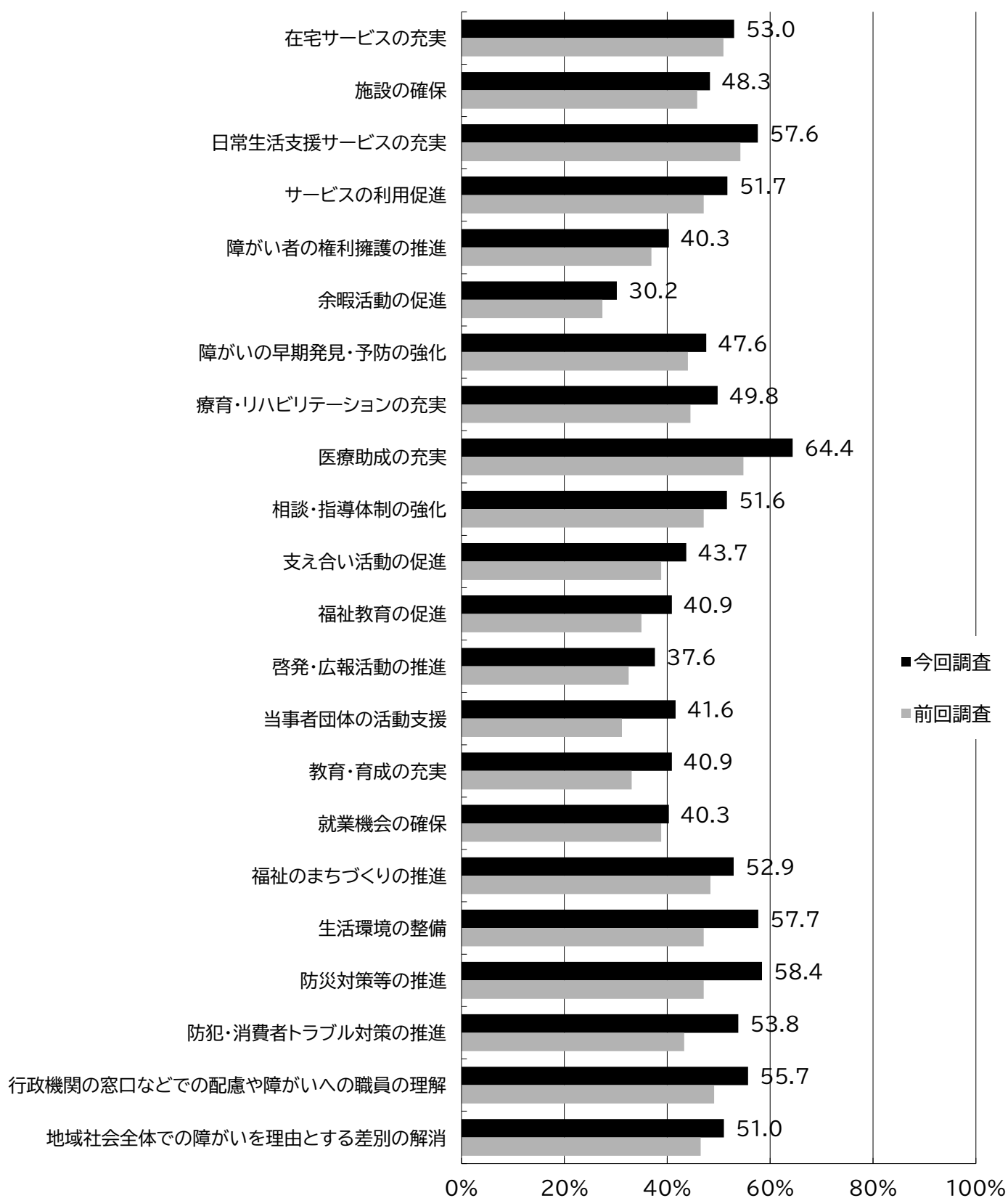
木曽岬町の障がい者施策の満足度（満足・やや満足との回答率）【手帳所持者等調査】



※「わからない」との回答と無回答を除いて集計

※前回調査は、平成29年調査（以降も同様）

本町の障がい者施策の今後の重要度（重要・やや重要との回答率）【手帳所持者等調査】



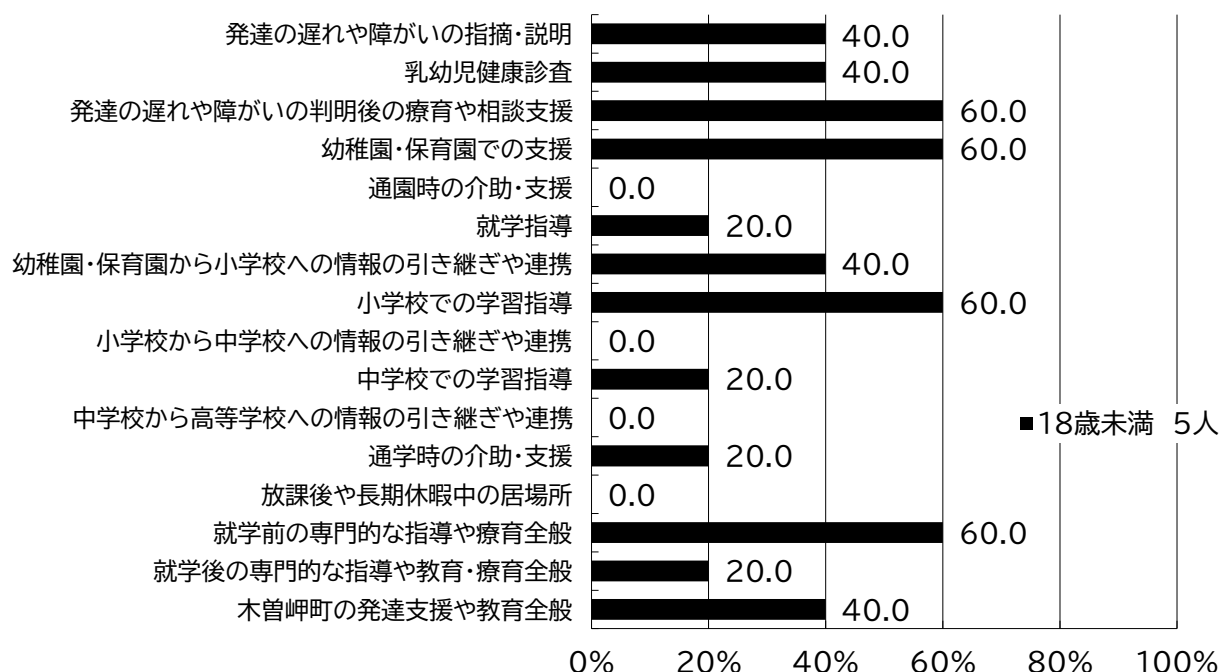
## (2) 本町の発達支援や教育の満足度【手帳所持者等調査】

本町の発達支援や教育についての満足度を見ると、木曽岬町の発達支援や教育全般については「満足」「やや満足」との回答率が 40.0%となっています。

個別では、「発達の遅れや障がいの判明後の療育や相談支援」、「幼稚園・保育園での支援」、「小学校での学習指導」、「就学前の専門的な指導や療育全般」はいずれも満足度が 60%となっています。

一方、「通園時の介助・支援」、「小学校から中学校への情報の引き継ぎや連携」、「中学校から高等学校への情報の引き継ぎや連携」、「放課後や長期休暇中の居場所」については、「満足」「やや満足」との回答が見られません。

### 本町の発達支援や教育の満足度（満足・やや満足との回答率※）【手帳所持者等調査】



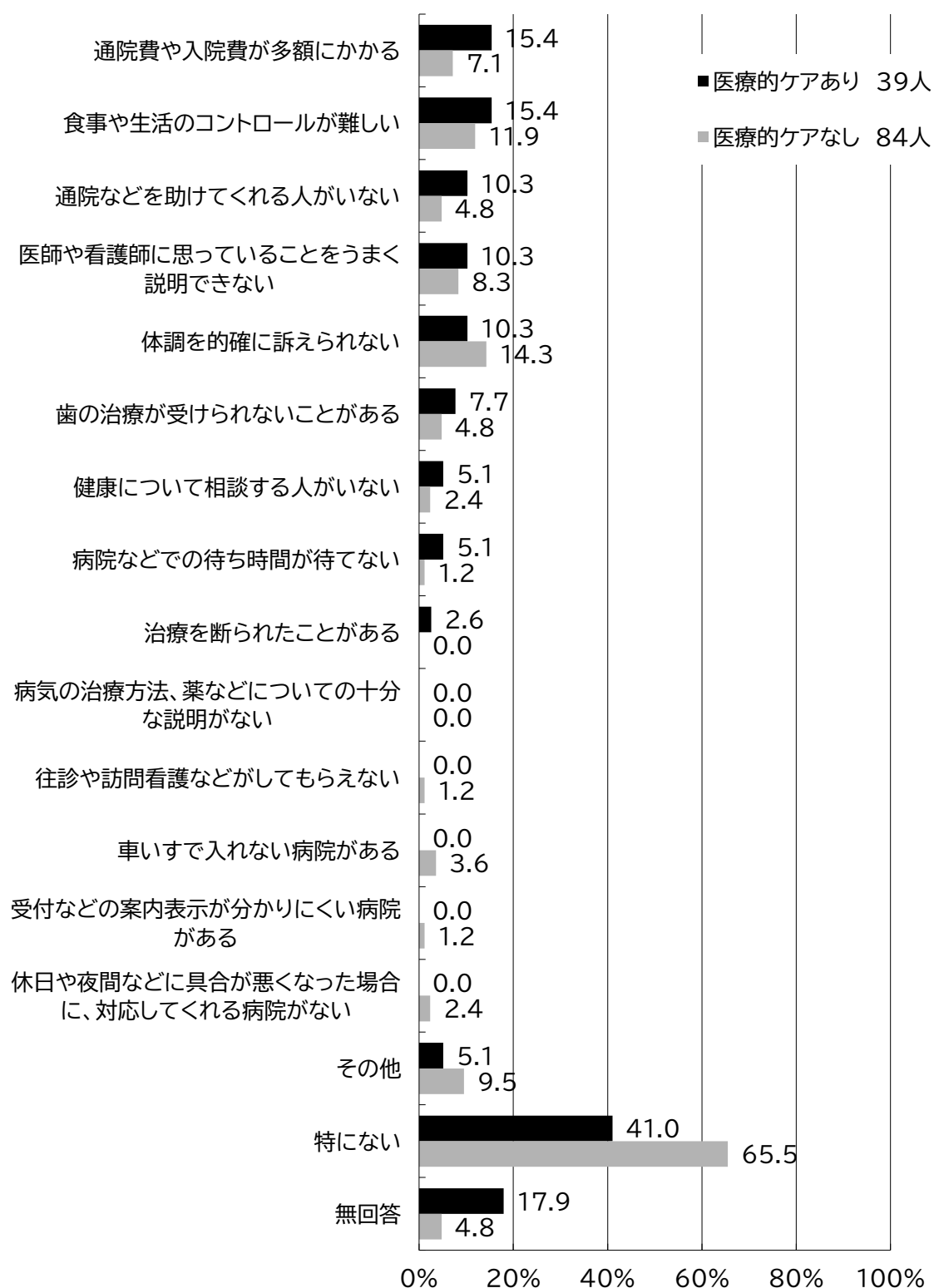
※「満足」「やや満足」を合わせた割合で、残りの回答は「やや不満」「不満」「わからない」のいずれか

## (3) 健康や医療で困っていること【手帳所持者等調査】

医療的ケアを必要とする人（医療的ケアあり）については、「通院費や入院費が多額にかかる」、「食事や生活のコントロールが難しい」がいずれも 15.4%で、「通院などを助けてくれる人がいない」、「医師や看護師に思っていることをうまく説明できない」、「体調を的確に訴えられない」との回答も約 10%となっています。

健康や医療に関して、困った経験や、現在困っていること（複数回答）

【手帳所持者等調査】

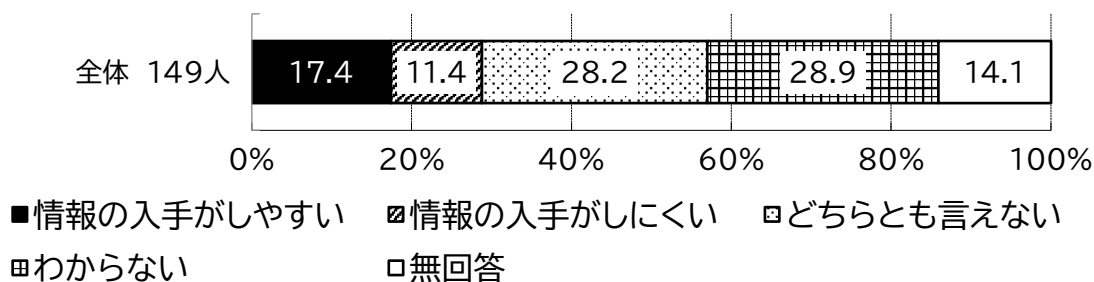


#### (4) 情報提供や相談対応【手帳所持者等調査】

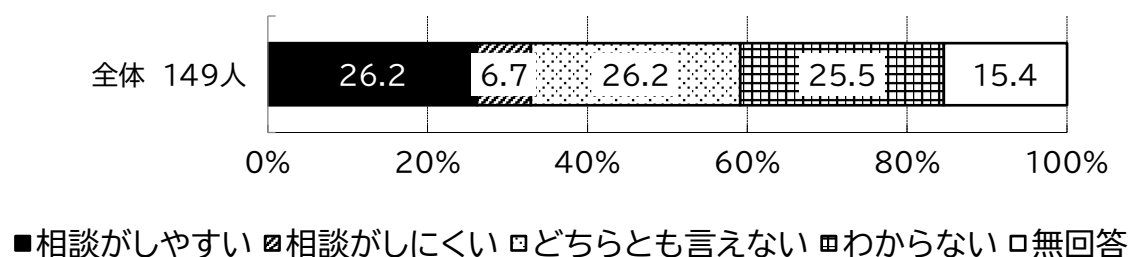
役場からの情報提供については、「情報の入手がしやすい」が 17.4%で、「情報の入手がしにくい」との回答（11.4%）を上回っています。

また、役場窓口での相談対応については、「相談がしやすい」が 26.2%で、「相談がしにくい」との回答（11.4%）を上回っています。

##### 役場からの情報提供について【手帳所持者等調査】



##### 役場窓口での相談対応について【手帳所持者等調査】

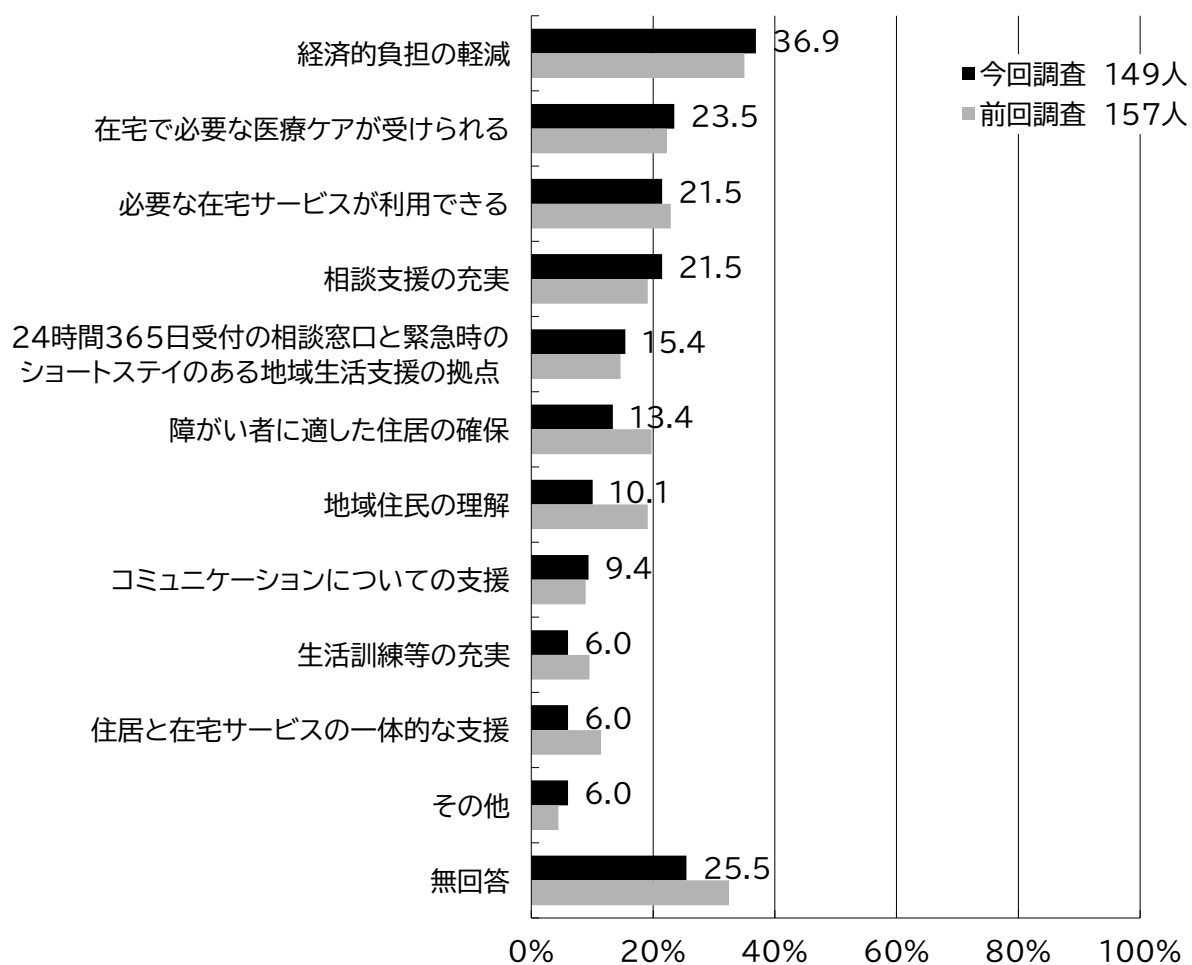


#### (5) 自宅や地域で生活するために必要な支援【手帳所持者等調査】

「経済的負担の軽減」が 36.9%と最も高く、次いで「在宅に必要な医療ケアが受けられる」が 23.5%、「必要な在宅サービスが利用できる」、「相談支援の充実」がいずれも 21.5%と続いており、必要な支援として、経済面での支援や在宅での医療・福祉サービス、相談支援などを比較的重視している人が多い結果となっています。

前回調査と比較すると、「障がい者に適した住居の確保」や「地域住民の理解」について、回答率が低下している状況です。

自宅や地域で生活するために必要な支援（複数回答）【手帳所持者等調査】

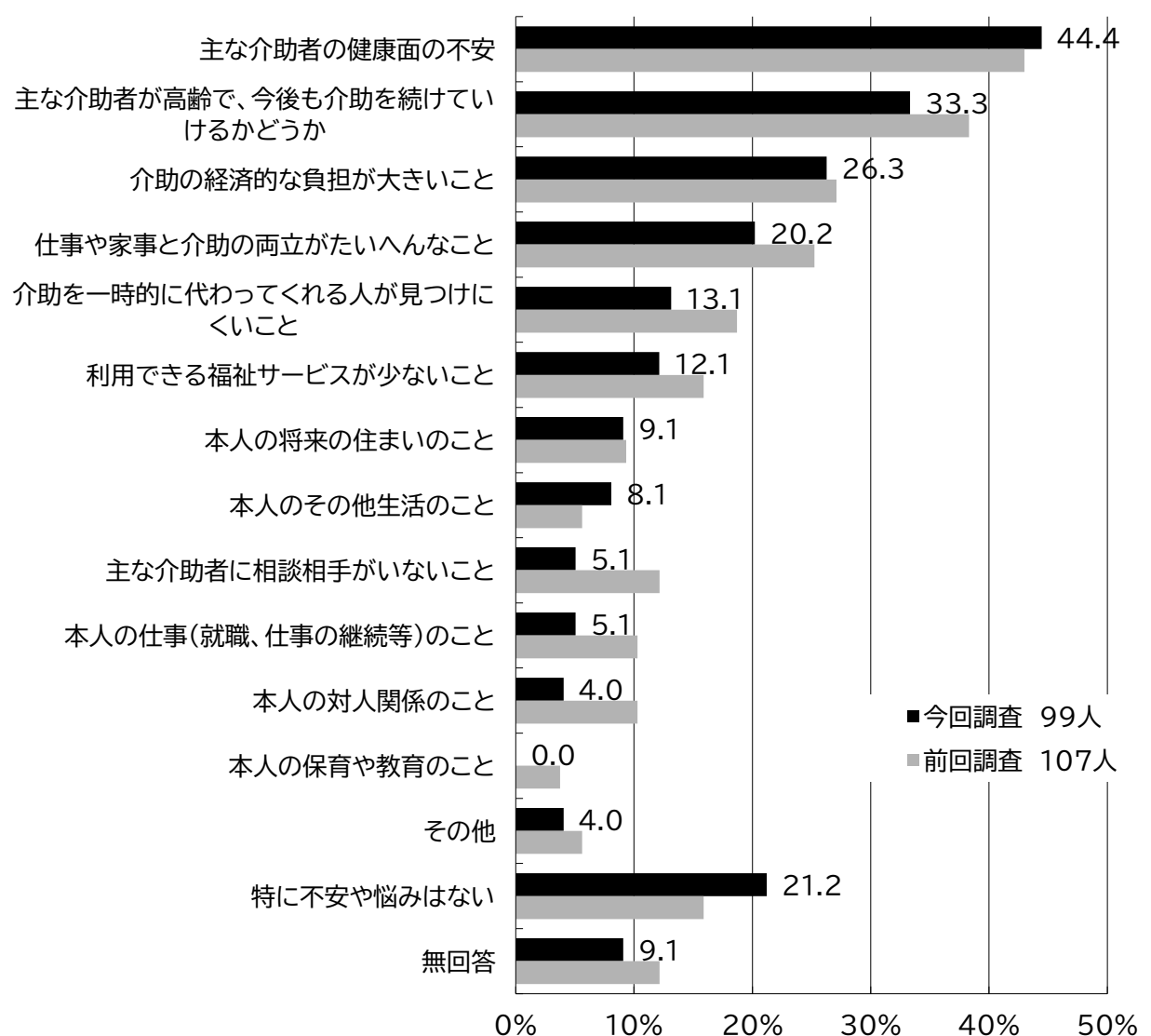


## (6) 主な介護者の不安や悩み【手帳所持者等調査】

「主な介助者の健康面の不安」が44.4%と最も高く、次いで「主な介護者が高齢で、今後も介助を続けていけるかどうか」が33.3%、「介助の経済的な負担が大きいこと」が26.3%と続いています。

前回調査と比較すると、上位にあがっているものは同様であり、「主な介助者の健康面の不安」を除く項目で回答率が低下しており、「特に不安や悩みはない」との回答が増えています。

### 主な介護者の不安や悩み（複数回答）【手帳所持者等調査】



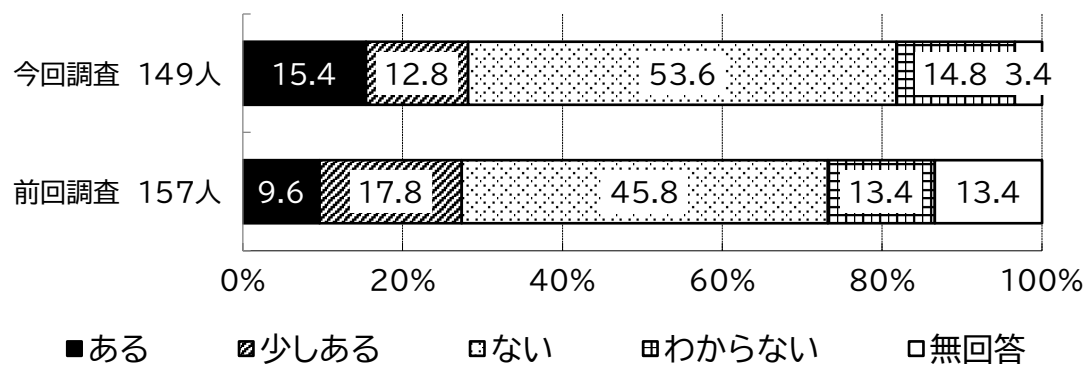
## （７）障がいを経験した理由と差別について【手帳所持者等調査】

### ① 障がいがあることで差別を受けたと感じる（感じた）、嫌な思いをする（した）こと

全体では、「ある」が 15.4%、「少しある」が 12.8%と、合わせて約 3 割(28.2%)となっており、前回調査と比較すると、「ある」との回答が増えた一方、「ない」との回答も増えており、差別の感じ方が 2 極化する傾向がうかがえます。

障がい者手帳別で見ると、精神障害者保健福祉手帳所持者は、「ある」が 36.0%、「少しある」が 32.0%と、合わせて約 7 割（68.0%）が何らかの差別等を受けたと感じており、この割合は療育手帳所持者では約 6 割（56.3%）となっています。

障がいがあることで差別を受けたと感じる（感じた）、嫌な思いをする（した）こと【手帳所持者等調査】



### 〈手帳の種別〉

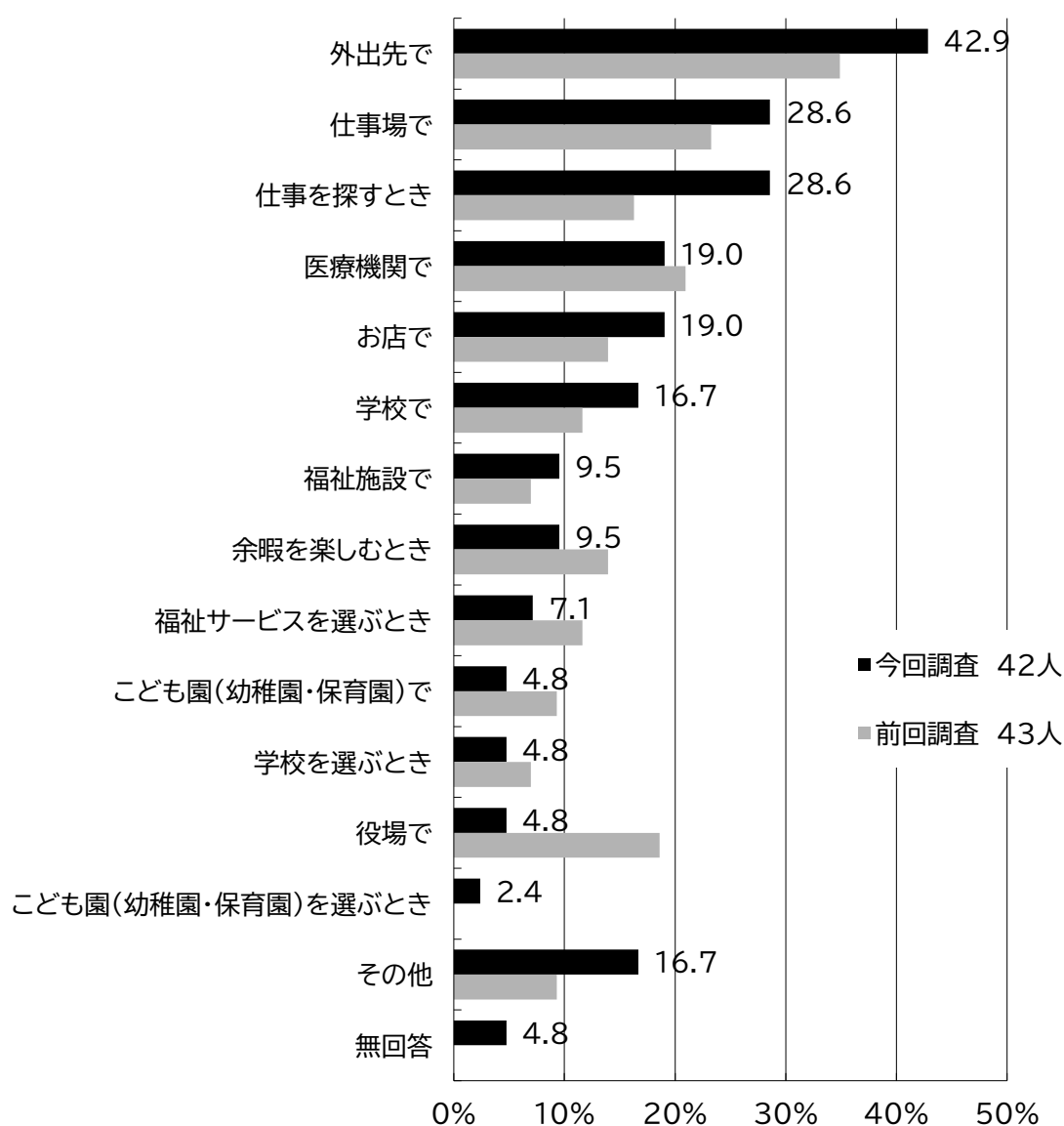
|             | 回答者数 | ある    | 少しある  | ない    | わからない | 無回答  |
|-------------|------|-------|-------|-------|-------|------|
| 全体          | 149  | 15.4% | 12.8% | 53.6% | 14.8% | 3.4% |
| 身体障害者手帳     | 107  | 11.2% | 7.5%  | 65.4% | 14.0% | 1.9% |
| 療育手帳        | 16   | 31.3% | 25.0% | 37.4% | 6.3%  | 0.0% |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 25   | 36.0% | 32.0% | 16.0% | 16.0% | 0.0% |

## ② 差別を受けたと感じる（感じた）、嫌な思いをする（した）場所

「外出先で」が42.9%と最も高く、次いで「仕事場で」、「仕事を探すとき」がいずれも28.6%、「医療機関で」、「お店で」が19.0%と続いています。

前回調査と比較すると、「外出先で」や「仕事を探すとき」などの回答率が上昇している一方、「役場で」は大きく低下しています。

差別を受けたと感じる（感じた）、嫌な思いをする（した）場所(複数回答)  
【手帳所持者等調査】

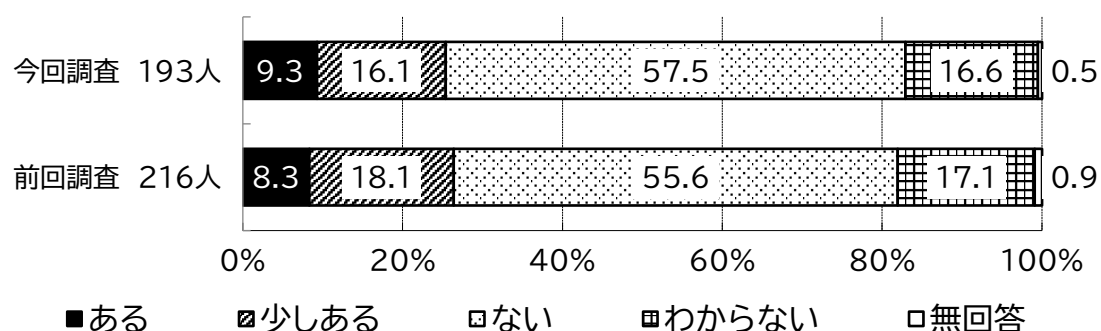


## (8) 障がいを経験する差別について【町民調査】

### ① 身近な場で障がいがあることでの差別を見聞きしたこと

「ある」が9.3%、「少しある」が16.1%と、合わせて25.4%が差別を見聞きした経験を持っており、前回調査と概ね同様の結果です。

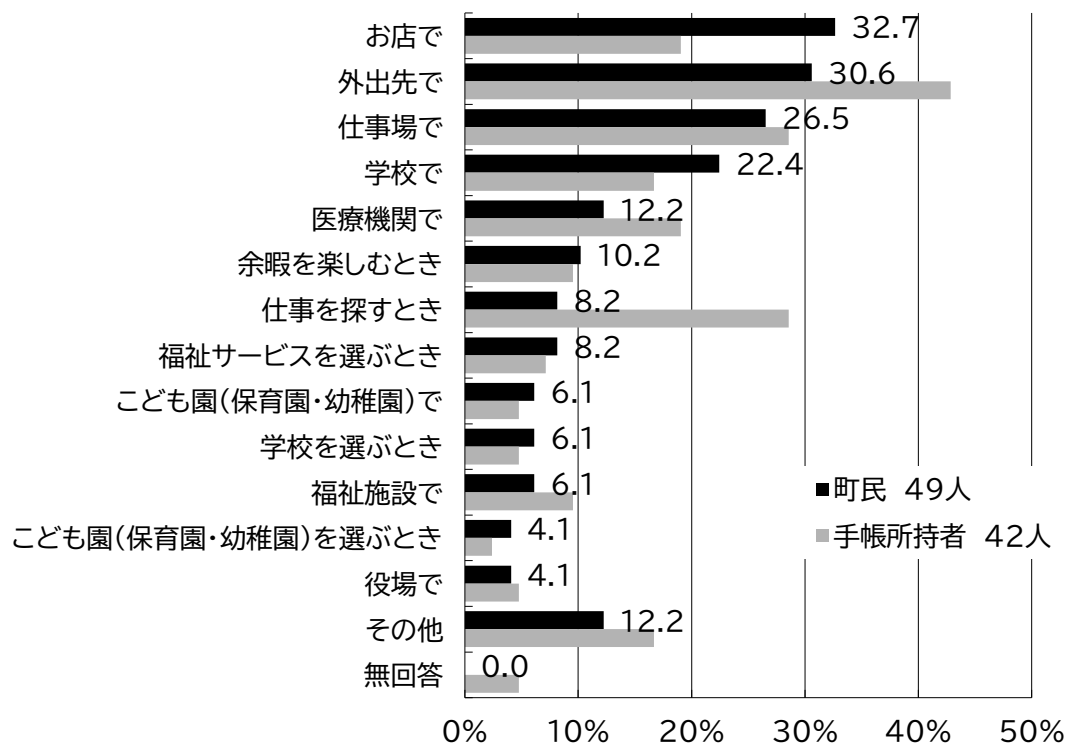
#### 身近な場で障がいがあることでの差別を見聞きしたこと【町民調査】



### ② 差別を見聞きした場所

「お店で」が32.7%と最も高く、次いで「外出先で」が30.6%と続いており、「外出先で」と「仕事を探すとき」は、手帳所持者との意識の違いが特に顕著です。

#### 差別を見聞きした場所（手帳所持者は感じた場所）【町民調査】

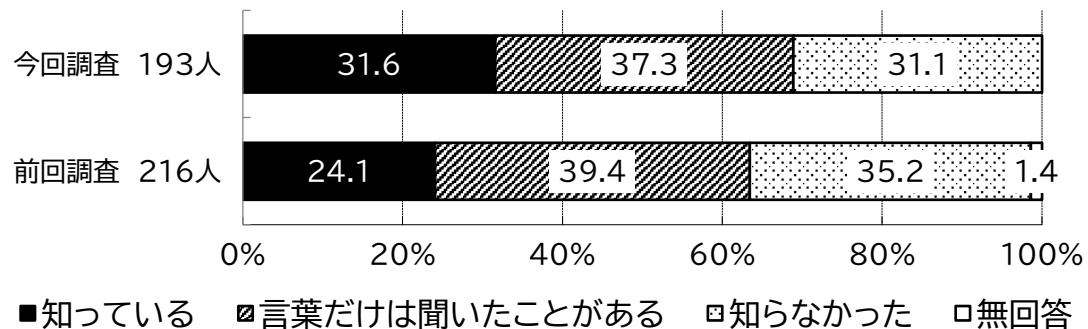


## (9) 共生社会について【町民調査】

### ① 「共生社会」の考え方についての認識

「知っている」が31.6%と、認知度は3割で前回調査から上昇しています。

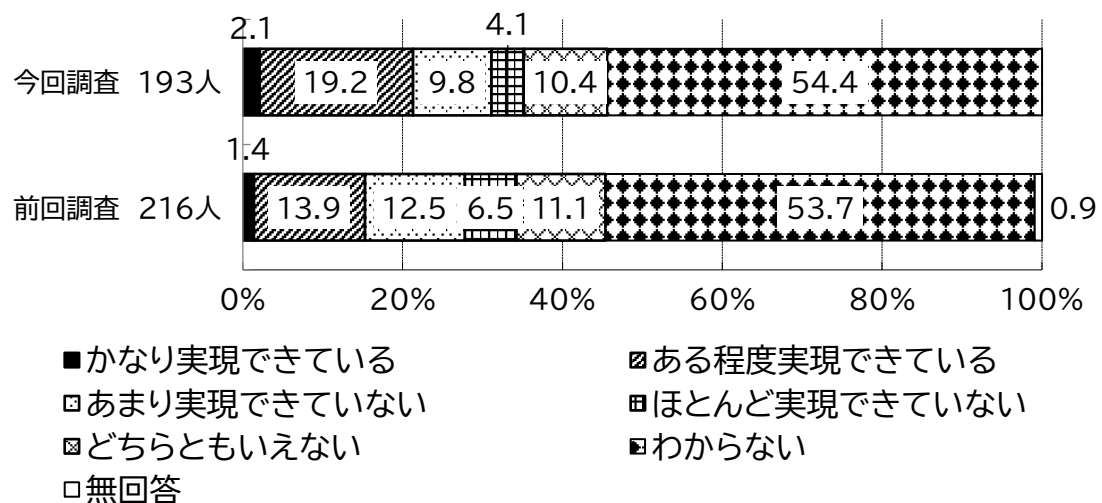
#### 「共生社会」の考え方についての認識【町民調査】



### ② 木曽岬町の「共生社会」の実現度

「かなり実現できている」が2.1%、「ある程度実現できている」が19.2%と、合わせて21.3%となっており、前回調査（15.3%）から上昇しています。

#### 木曽岬町の「共生社会」の実現度【町民調査】

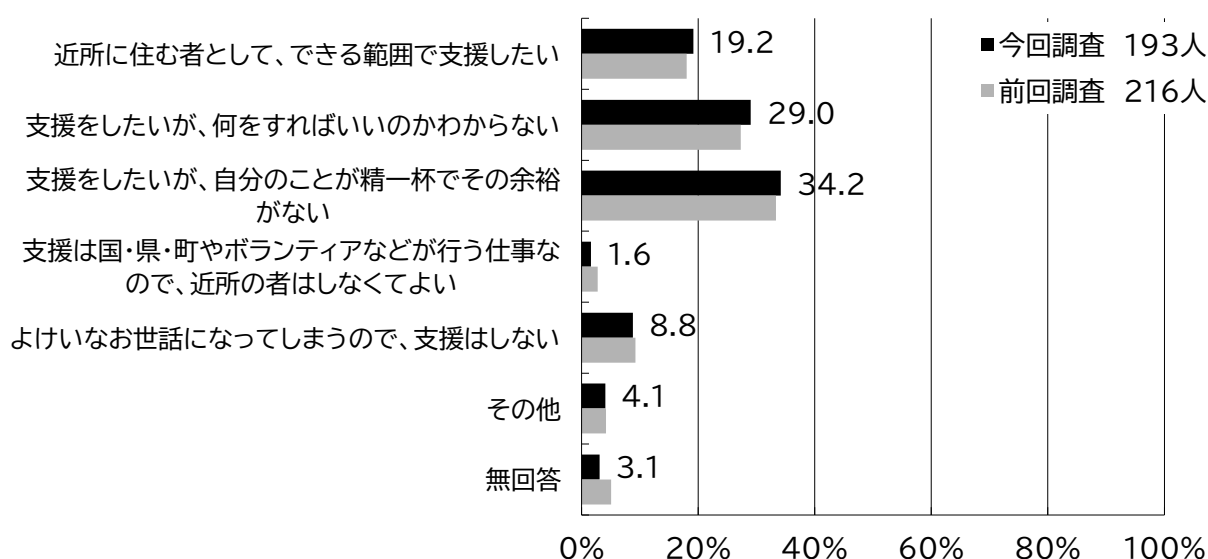


## (10) 障がい者やその家族に対する日常的な支援について【町民調査】

### ① 障がい者やその家族に対する日常的な支援についての考え

「支援をしたいが、自分のことが精一杯でその余裕がない」が 34.2%と最も多く、次いで「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」が 29.0%、「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が 19.2%と続いており、前回調査から大きな変化は見られません。

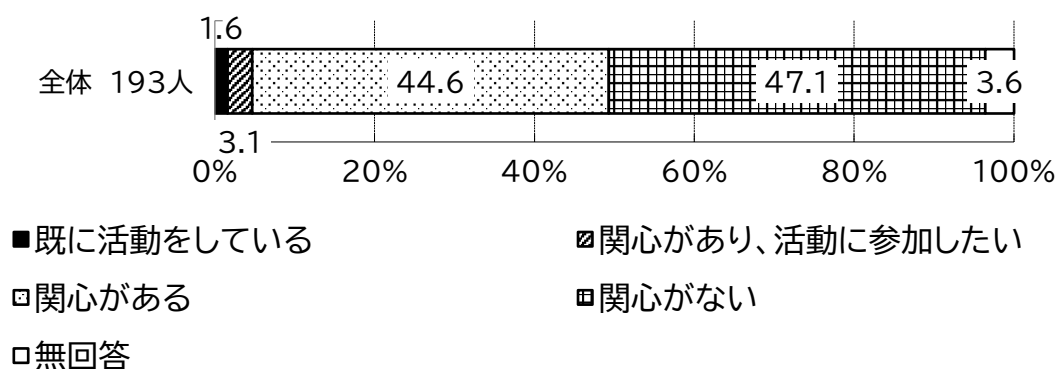
#### 障がい者やその家族に対する日常的な支援についての考え【町民調査】



### ② 障がい者のコミュニケーションを支援する活動やその技能・資格への関心度

「既に活動している」が 1.6%、「関心があり、活動に参加したい」が 3.1%、「関心がある」が 44.6%と、半数以上の人に関心を持っています。

#### コミュニケーションを支援する活動やその技能・資格への関心度【町民調査】

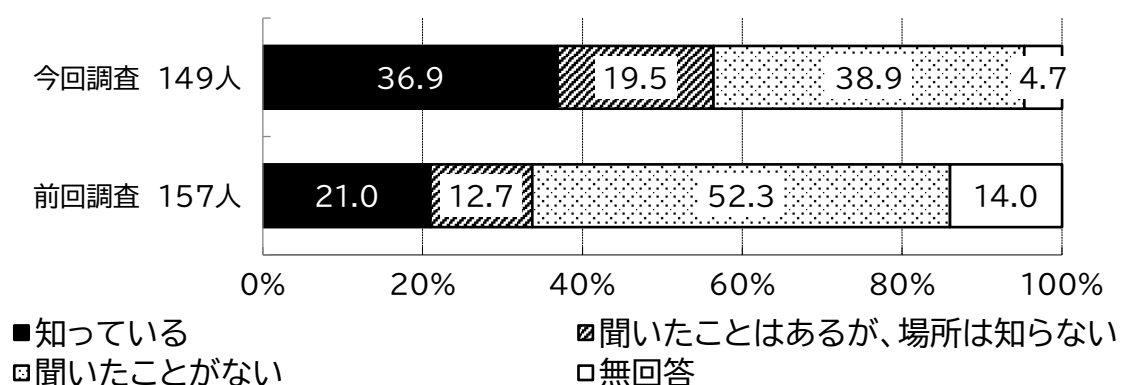


## (11) 災害時の避難支援について【手帳所持者等調査】

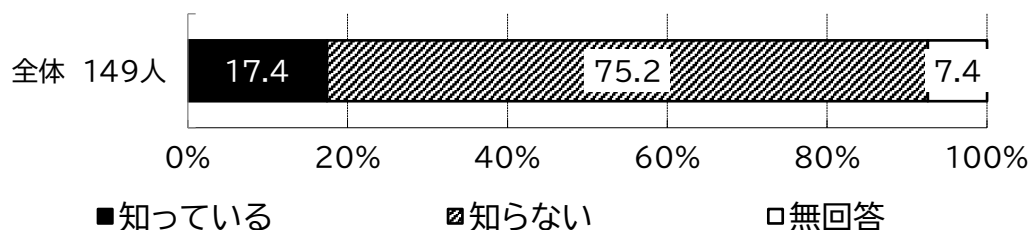
福祉避難所については、「知っている」が36.9%で、前回調査から上昇している一方、「聞いたことはあるが、場所は知らない」が19.5%、「聞いたことがない」が38.9%と、認知度は半数に満たない状況です。

個別避難計画については、「知っている」が17.4%で、残りの70%以上の人 は「知らない」と回答しています。また、その必要性については、「必要だと思う」が42.9%となっています。

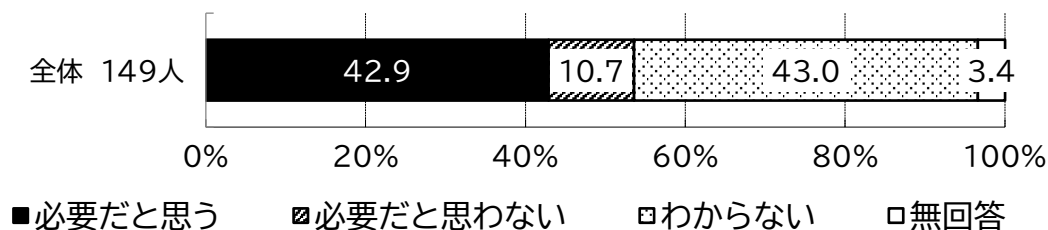
### 福祉避難所の認知度【手帳所持者等調査】



### 個別避難計画の認知度【手帳所持者等調査】



### 個別避難計画の必要性【手帳所持者等調査】



## (12) 成年後見制度について【手帳所持者等調査】

全体では、「既に利用している」が0.7%、「ぜひ利用したい」が2.7%、「まあ利用したい」が6.7%と、合わせて約1割（10.1%）となっています。

障がい者手帳別では、療育手帳所持者は「ぜひ利用したい」が6.3%と比較的高くなっています。

### 成年後見制度の理由希望【手帳所持者等調査】



### 〈手帳の種別〉

|             | 回答者数 | 既に利用している | ぜひ利用したい | まあ利用したい | どちらとも言えない | 利用したくない | 今は必要ない | 無回答  |
|-------------|------|----------|---------|---------|-----------|---------|--------|------|
| 全体          | 149  | 0.7%     | 2.7%    | 6.7%    | 14.8%     | 4.7%    | 63.0%  | 7.4% |
| 身体障害者手帳     | 107  | 0.9%     | 2.8%    | 6.5%    | 14.0%     | 4.7%    | 64.6%  | 6.5% |
| 療育手帳        | 16   | 0.0%     | 6.3%    | 0.0%    | 12.5%     | 0.0%    | 81.2%  | 0.0% |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 25   | 0.0%     | 4.0%    | 12.0%   | 20.0%     | 8.0%    | 56.0%  | 0.0% |

## 5 課題のまとめ

---

### (1) 相談支援・福祉サービスの充実

---

- 主な介護者の不安や悩みについて、「主な介助者の健康面の不安」や「高齢で、今後も介助を続けていけるかどうか」等が前回調査と同様に上位にあがっています。本人や介護者の高齢化が進む中で、本町においては地域包括支援センターが高齢者と障がい者の総合相談窓口になっていることから、今後も関係機関と連携しつつ、成年後見制度の利用などの権利擁護を含め、複雑化する生活課題に総合的に対応する相談支援が求められます。
  - 情報へのアクセスの向上やコミュニケーション支援の充実を通じて、役場からの情報提供や窓口対応に対する満足度の向上を図る必要があります。
  - 自宅や地域で生活するために必要な支援として、在宅での医療・福祉サービスが比較的上位にあがっており、今後も障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業、そのほかの福祉サービス等を通じて、重度の人や医療的ケアを必要とする人を含め、自立した日常生活を総合的に支援する必要があります。
- 

### (2) 発達支援・医療の充実

---

- 本町の発達支援や教育についての満足度は、「発達の遅れや障がいの判明後の療育や相談支援」、「幼稚園・保育園での支援」に対する満足度は比較的高いものの、「放課後や長期休暇中の居場所」をはじめ、満足度が比較的低いものについては、その質の向上に努める必要があります。
  - 「医療助成の充実」は、障がい者施策の重要度で最上位の施策であることから、今後も事業等の継続を図る必要があります。
  - 医療的ケアを必要とする人が健康や医療で困っていることについては、通院等にかかる費用面とともに、生活習慣の管理面や通院への支援のほか、「医師や看護師に思っていることをうまく説明できない」、「体調を的確に訴えられない」など、医療等の場面における意思疎通等の課題があがっています。
- 

### (3) 差別の解消と配慮

---

- 本町の障がい者施策の満足度について、「行政機関の窓口などでの配慮や障がいへの職員の理解」は約8割の満足度で、前回調査から上昇しており、今後も満足度の維持・向上を目指して、職員等の理解を促す取り組みを継続する必要があります。

- 差別を受けたと感じる（感じた）、嫌な思いをする（した）割合が比較的高い、精神障がい者や知的障がい者などへの理解を促す取り組みが課題です。また、差別を感じた場所は、外出先のほか、「仕事場で」、「仕事を探すとき」といった就労機会等が比較的上位にあがり、障がいの有無による意識の違いが見られることから、町内企業や事業所への合理的配慮等の啓発とともに、就職等の場面や就労定着における支援の充実に努める必要があります。
- 「共生社会」への認識やその実現度に対する町民の意識が上がっている状況がうかがえることから、今後も様々な機会や媒体を通じて、「共生社会」の実現に向けた普及啓発を図っていく必要があります。

---

#### （４）自立と社会参加の促進

---

- 障がいの有無に関わらず、児童一人ひとりの成長を支えるため、ともに育ち、ともに学ぶ環境づくりを進める必要があります。
- 役場や企業における障がい者雇用の促進のほか、一般就労を希望する人への就労移行・定着の支援とともに、福祉的就労の場の確保が求められます。
- 「共生社会」の実現に向けて、誰もが参加しやすい、参加したくなるような行事や活動の充実とともに、参加に対する支援や配慮に努める必要があります。

---

#### （５）すべての人にやさしいまちづくりの推進

---

- 本町の障がい者施策の満足度で、「生活環境の整備」は満足度の低い施策の１つとなっている一方、今後の重要度は比較的高く、公共施設等の整備や移動手段の拡充等、すべての人にやさしいまちづくりを推進する必要があります。
- 町民調査で、障がい者やその家族に対して「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」という回答が約３割となっており、障がいや必要な支援・配慮に対する町民理解を促す取り組みとともに、身近な地域における日常的な声掛けや見守りなど、支え合いの活動の充実に努める必要があります。
- 町内に２か所ある「福祉避難所」については、認知度は上昇しているものの、半数以上の手帳所持者等に認知されていない状況であることから、個別避難計画のことなどを含め、災害時の避難支援に関する制度の周知が求められます。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本計画の根拠法の一つである障害者基本法においては、障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会を実現するために規準とすべきものとして、「地域社会における共生等」、「差別の禁止」という基本原則を定めています。

本計画は、根拠法の原則や上位計画、町の総合計画の理念等を踏まえつつ、『障がいの有無によって分け隔てられることない 共生のまち きそさき』を基本理念として踏襲し、今後も障がい者や障がい児の自立した生活を総合的に支援するとともに、町民一人ひとりが互いを尊重し、社会参加と交流を図ることで、共生社会と障がいを理由とする差別の解消を目指します。

#### 基本理念

**障がいの有無によって分け隔てられることない  
共生のまち きそさき**

### 2 基本施策

本計画は、次の5つの基本施策を設定します。

#### (1) 相談支援・福祉サービスの充実

- 町内のサービス事業所が限られている中で、周辺市町と連携を図りながら、障がい者の自立生活を総合的に支援し、重度障がいに対応する体制の構築に努めるとともに、在宅サービス、地域生活支援事業などのサービスや施設サービスについて、必要な量が確保されるよう、計画的な基盤整備に努めます。
- 複合化・複雑化する障がい者又はその家族の生活課題に対して、包括的に対応する相談支援の充実とともに、虐待の早期発見や防止に向けた取り組みや成年後見制度の利用促進など権利擁護を推進します。

- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、情報入手の支援等の充実とともに、福祉サービスの利用等に際しての意思決定支援の充実に努めます。

---

## (2) 発達支援・医療の充実

---

- 乳幼児健康診査や各種教室、「こども相談センター」における発達支援事業等を通じて、早期の発達支援の充実に努めます。
- 児童発達支援センター（桑名市「児童発達支援センターらいむの丘」）をはじめ、関係機関や児童発達支援事業所と連携しつつ、重症心身障がい児を含む障がい児を支援する体制の充実に図ります。
- 医療助成の継続とともに、医療的ケアを必要とする人への対応の充実に努めます。

---

## (3) 差別の解消と配慮

---

- 地域組織との連携による支え合いの活動を推進します。
- 共生社会の実現と差別の解消に向けて、福祉教育の充実や障がい者との交流の機会の充実を通じて、町民の理解深化を促進するとともに、企業や事業所、行政機関等における障がいへの理解深化を図るための取り組みに努めます。
- 障害者差別解消法の改正により、令和6年4月より民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されることを踏まえて、官民が連携しつつ必要な合理的配慮の実施に努めます。

---

## (4) 自立と社会参加の促進

---

- こども園（幼稚園・保育園）やその他の子育て支援事業を通じて、障がい児やその保護者に対する支援の充実に努めます。
- 共生社会の実現に向けた、インクルーシブ教育（障がい児と障がいのない児童が共に学ぶ仕組み）を推進します。
- 就労選択から就労定着への支援まで、就労に関する総合的な支援とともに、生活を含めた一体的支援の充実に努めます。

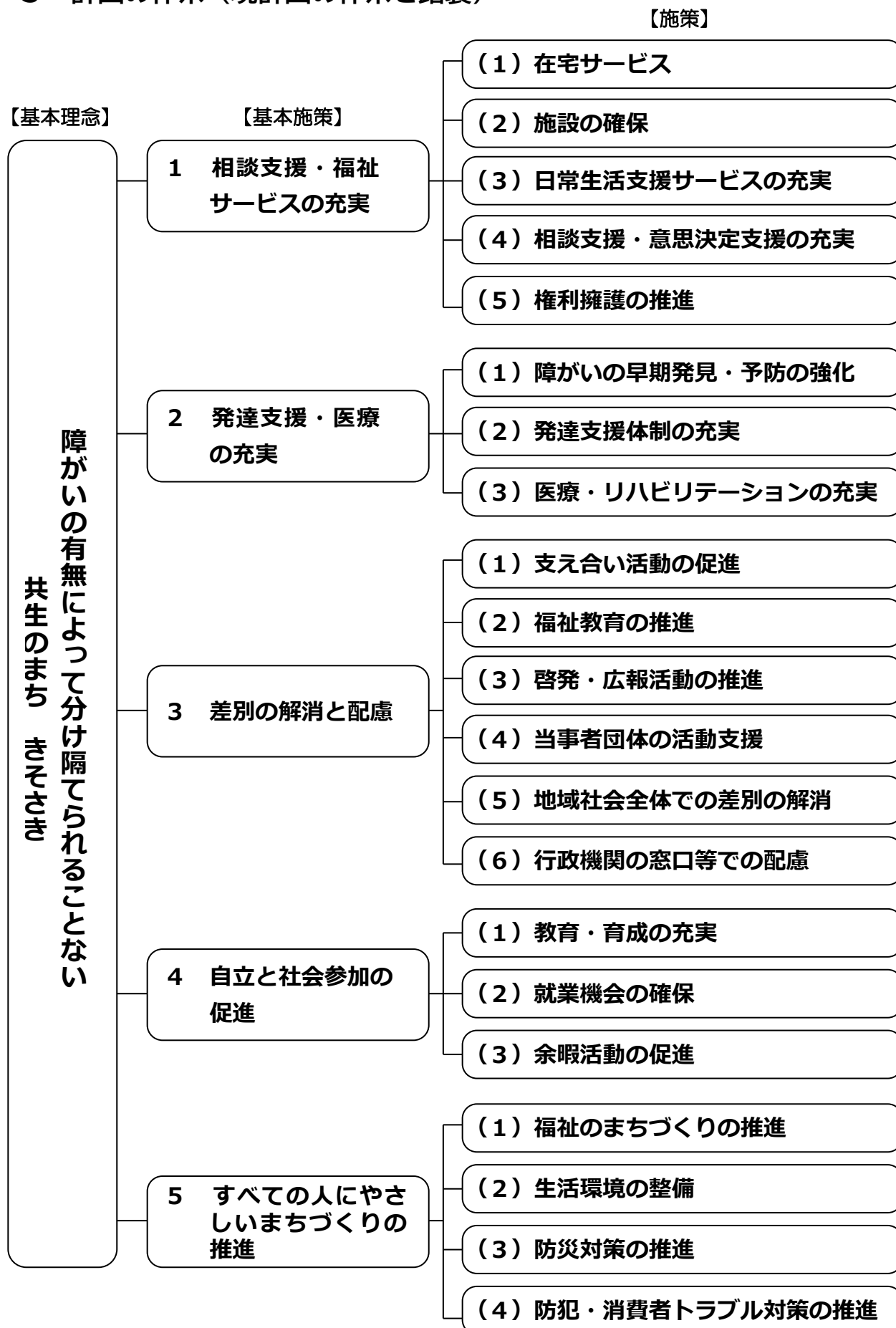
---

## (5) すべての人にやさしいまちづくりの推進

---

- 障がい者の地域での自立した生活や社会参加を支援するために、住環境の整備・改善や道路、交通、公共施設などのバリアフリー化を引き続き進めます。
- 災害時における避難行動要支援者への対策として、名簿の整備と個別避難計画の作成を促進するとともに、障がい者を狙った犯罪や消費者トラブルを防ぐための対策等を推進します。

### 3 計画の体系（現計画の体系を踏襲）



## 第4章 障がい者計画

### 1 相談支援・福祉サービスの充実

---

#### (1) 在宅サービス

---

住み慣れた自宅や地域での生活や福祉施設等から地域への移行を支援するため、障害者総合支援法に基づき、一人ひとりの生活の状況やニーズに応じて、「桑名員弁障害保健福祉圏域」の他市町や事業所と連携しつつ、障害福祉サービス等の量的・質的な充実に努めます。

また、精神障がい者が地域の一員として安心して暮らしていけるよう、圏域調整により「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを進めます。

#### ① 訪問系サービス（障害福祉サービス）の充実

- 自宅等での生活を支援するために、需要に応じたサービスの量的・質的な充実を図るにあたり、圏域の他市町と連携し、新たな事業者の参入を促進するとともに、ホームヘルパー等の介護人材の確保と資質の向上に努めます。
- 町の広報誌を通じて、またホームページを適宜更新し、指定事業者に関する情報を発信します。

#### ② 日中活動系サービス（障害福祉サービス）の充実

- 日中の活動場所や家族介護者のレスパイトサービス（休息）について、需要に応じたサービスの量的・質的な充実を図るにあたり、圏域の他市町と連携し、新たな事業者の参入を促進するとともに、サービス従事者の確保と資質の向上に努めます。
- 家族介護者を支援するため、圏域の他市町と連携し、短期入所の受け入れ施設の確保に努めるほか、高齢者については介護保険施設の相互利用を行い、受け入れの場を確保します。

### ③ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 桑員地域自立支援協議会の「地域生活移行促進部会」等を通じて、精神障がい者本人及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を図りつつ、精神障がい者の地域移行や地域定着の支援に努めます。

### ④ 手帳不所持者や難病患者等へのサービスに関する情報提供の充実

- 手帳を所持していない人や難病患者を含めて、障害福祉サービス等を必要とする人への利用促進を図るため、町の広報誌やホームページ等を通じて、サービス等の周知を図ります。

### ⑤ 65歳以上の方のサービス利用の支援

- 高齢者や障がい児者が共に利用できる「共生型サービス」について、町内等の事業所への情報提供や参入意向の把握に努めるほか、低所得等の要件に該当する65歳以上の障がい者に対して、介護保険の利用者負担を軽減する措置について、その周知に努めます。

### ⑥ 重度障がい者等への支援体制の確保

- 圏域の他市町と連携しつつ、強度行動障がいや高次脳機能障がいなどの重度障がいや医療的ケアの必要者に対応できる事業所の確保に努めます。
- 支援に関わる職員に対する研修をはじめ、支援体制の整備に努めます。

---

## (2) 施設の確保

---

家族亡き後の障がい者が安心して暮らせる場が求められており、圏域の他市町と連携し、入所施設の確保とともに、施設入所者の地域生活への移行や在宅での生活が困難な人などに対し、グループホーム等の確保を検討します。

### ① 居住系サービスの充実

- 圏域の他市町と連携し、需要に応じた共同生活援助（グループホーム）の確保や施設入所支援に努めるとともに、施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等を支援するサービス（自立生活援助）の確保に努めます。

## ② 地域生活支援拠点等の整備

- 圏域の他市町と連携し、地域で障がい者や発達支援を必要とする児童とその家族が安心して生活するため、必要な機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）の5つの必要な機能について、町内の事業者等と必要な機能を分担しつつ、整備（面的整備型）を検討していきます。

---

## （３）日常生活支援サービスの充実

---

障がい者の日常生活を支援する各種年金・手当等の支給を図るとともに、障害者総合支援法に基づき、一人ひとりの生活の状況やニーズに応じて、地域生活支援事業の充実に努めます。

### ① 障害者扶養共済制度の活用促進

- 障がい者を扶養している保護者に対して、障害者扶養共済制度について、県作成のパンフレット等を活用し周知啓発を行い、加入者の増加を図ります。

### ② 各種年金・手当の支給

- 障がい者の生活実態を考慮し、今後も障害者年金や障害者福祉手当等の支給を継続します。

### ③ 地域生活支援事業の充実

- 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、日常生活や介護を支援する日常生活用具の給付、手話通訳者の派遣、家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的とする日中一時支援等、地域生活支援事業の充実に努めます。

---

#### (4) 相談支援・意思決定支援の充実

---

役場の相談窓口や相談支援事業所等を通じて、ライフステージに応じた切れ目のない総合的な相談支援を提供する体制の整備に努めます。

また、障がい者が必要な情報を円滑に取得できるよう、情報アクセシビリティの向上を推進するとともに、障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保に努めます。

##### ① 相談支援の充実

- 相談窓口の利便性や手続きの簡素化、関係課・関係機関の連携体制に配慮していくとともに、アウトリーチ（訪問支援）の活用や継続的な伴走支援等、相談支援の充実に努めます。
- 障がい者に係る相談があった場合の連携先（地域包括支援センター）を民生委員児童委員に周知するなど、相談支援を必要とする人が相談事業につながるような取り組みを強化します。
- 三重県障害者相談支援センターや北勢児童相談所、桑名保健所での相談・指導の周知や活用促進を図ります。
- ヤングケアラーをはじめとする家族の支援にあたり、相談窓口や障がい福祉サービスの周知により必要な支援につなげていきます。

##### ② 意思決定支援の充実

- 町の広報誌やホームページ等について、障がい者福祉に関する記事の掲載等、わかりやすい紙面づくりや掲載内容の充実を図ります。
- 意思決定支援、意思疎通支援を図るため、三重県聴覚障害者協会に委託し、希望に応じて手話通訳者を派遣します。
- 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に基づき、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者に対して、障がい者の意思決定支援に配慮した取り組みを促します。

---

## (5) 権利擁護の推進

---

障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の周知と利用促進を図るとともに、虐待の防止や早期対応に努めます。

また、令和6年3月に策定した「成年後見制度利用促進基本計画」（木曽岬町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に包含）に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり等を推進します。

### ① 成年後見制度の相談や申立支援

- 判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、地域包括支援センターに設置した中核機関（成年後見制度の利用支援に関する地域連携ネットワークの中核）が、成年後見制度の普及啓発や相談対応を行うとともに、弁護士など他機関と連携しながら障がい者やその家族、後見人等の支援を行います。
- 電話や窓口で成年後見制度に関する相談に対応するほか、制度の利用手続きや申立に関する支援、申立てに要する経費や後見人等の報酬の助成を行います。

### ② 日常生活自立支援事業の周知と利用促進

- 日常生活自立支援事業について、相談窓口を通じて福祉サービスの利用支援と併せて事業の活用促進を図るとともに、町社会福祉協議会の広報誌等と通じて周知し、利用を促進します。

### ③ 虐待防止の取り組みの推進

- 電話や窓口で虐待に関する相談に対応するほか、通報・届出を受理し、虐待の事実があったときは、本人と家族等がよりよい環境で暮らすことができるように支援を実施します。

## 2 発達支援・医療の充実

---

### (1) 障がいの早期発見・予防の強化

---

母子保健事業を通じて、障がいの早期発見・早期対応に努めるとともに、生活習慣病予防のための取り組み等を通じて、中途障がいの予防に努めます。

#### ① 母子保健事業の充実

- 出生児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や保健師訪問活動の推進により、発達支援を必要とする児童への早期対応につなげます。
- 医療機関との連携を図りながら、妊娠健康診査や乳幼児健康診査などの受診率の向上に努め、障がい・疾病の発生予防や早期発見、事後指導の強化に努めます。
- 公認心理師や保育士を集団健診時に配置し、相談体制の強化に努めるとともに、健診後の関係者間の情報共有により早期支援につなげていきます。
- 妊産婦や子どもとその家庭の様々な相談に応じる「木曽岬町子ども家庭総合支援拠点」を中心に、関係機関が連携した早期支援に努めます。
- 児童相談所などの県の専門機関と連携し相談・指導体制の強化を図、県の専門機関との連携強化を図るとともに、桑名保健所、北勢児童相談所などの専門スタッフの協力を得ながら、障がい児の相談・指導体制の強化に努めます。

#### ② 健康づくりの推進

- 食生活改善推進員（愛称ヘルスメイト）や老人クラブ、中年婦人会などとの連携を図りながら、「木曽岬町健康増進計画・食育推進計画～健康・食育 やろまいプラン～」(平成 29 年 3 月)に基づく、生活習慣病の予防対策、健康づくり対策を推進します。
- 町内の障害福祉サービス事業所に対して、定期的な健康相談を実施します。
- 特定健康診査やがん検診の受診勧奨を推進し、受診率の向上や事後指導を実施します。

### ③ 難病対策の充実

- 桑名保健所など関係機関との連携を強化するほか、県主催の研修等への町職員等の参加により、疾病に対する理解の向上に努めます。
- 桑名保健所など関係機関との連携を図り、難病対策等に関する相談・指導体制の強化に努めます。

---

## (2) 発達支援体制の充実

---

必要な発達支援を受けることができるよう、圏域の他市町と連携し、児童発達支援センターを中核とした、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス等、切れ目のない重層的な地域支援体制の構築を目指します。

### ① 児童発達支援センターの整備

- 児童発達支援等の提供体制の整備等を計画的に進める観点から、「桑名員弁障害保健福祉圏域」の他市町との調整により、児童発達支援センターの整備を図ります。

### ② 児童通所支援の充実

- 圏域での整備を目指す児童発達支援センターを中核として、児童発達支援や放課後等デイサービスの量的拡充と質の向上を図ります。

---

## (3) 医療・リハビリテーションの充実

---

障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成を行うとともに、障がい者・障がい児が必要なリハビリテーションを受けられるよう、圏域等の他市町と連携し、医療体制等の充実に努めます。

### ① 医療費の助成

- 障がい者が必要な医療を受給できるよう、精神通院医療や更生医療、育成医療、心身障害者医療の各種医療費助成の継続を図ります。

### ② 医療・リハビリテーションの充実

- 圏域の他市町と連携を図りながら、乳児から高齢者までのリハビリテーション体制の強化に努め、在宅療養者の支援を図ります。

- 在宅医療の確保や医療・介護の連携を促し、障がい者の医療相談や退院後のフォロー体制の強化に努めます。

### ③ 医療的ニーズへの対応

- 重症心身障がい児が身近な地域で支援が受けられるように、圏域の他市町との調整により、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を図ります。
- 医療的ケアを要する児童が適切な支援を受けられるよう、圏域の他市町との調整により、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を図ります。
- 圏域の他市町と連携しつつ、障害福祉サービスの生活介護や短期入所、共同生活援助について、医療的ケアの必要者に対応できる事業所の確保に努めます。

## 3 差別の解消と配慮

---

### (1) 支え合い活動の促進

---

町社会福祉協議会と連携し、ボランティアの育成やボランティア活動を支援するとともに、身近な地域で支え合う地域住民間のネットワークの構築や地域組織との連携により、地域福祉を推進します。

また、民生委員児童委員や地域住民の協力を得ながら、福祉課題の迅速な発見やきめ細かい対応を図ります。

#### ① ボランティア活動への町民の理解促進

- 町社会福祉協議会等と連携し、広報誌やホームページとともに、口コミでのPRなど、ボランティア活動への参加を促すための広報・啓発活動を強化します。
- 小学生を対象にボランティア体験学習等を推進します。必要に応じて、中学生を対象にしたボランティア体験学習も推進します。

#### ② ボランティアの養成と活動の支援

- 手話や点訳等、障がい者の意思疎通を支援するボランティアや移動を支援するボランティア、安否確認に関わるボランティア等、ニーズに対応したボランティア講座の開催に努めます。

- ボランティア団体の研修機会を拡充するほか、ボランティア連絡協議会を通じたボランティア団体相互の交流・研修機会の提供に努めます。

### ③ 小地域での福祉ネットワークの構築

- 民生委員児童委員協議会定例会等を通じて、民生委員児童委員やその他地区関係者との連携を図りながら、福祉課題の発見や見守り活動などの福祉活動を推進します。
- 定期的に民生委員児童委員を対象に研修会を開催し、障がい者の支援を行うために必要な知識、技術の研修を実施します。

---

## (2) 福祉教育の推進

---

小・中学校での福祉教育を推進し、障がいや障がい者についての正しい理解を促し、福祉の心の醸成に努めます。

また、障がいに対する町民の理解を深めるため、町民同士の交流機会の充実を図ります。

### ① 小・中学校での福祉教育の推進

- 小・中学校において、総合的な学習の時間や道德教育、人権教育等を通じて福祉に関する学習を図ります。
- 通常学級で特別支援学級の児童生徒と一緒に授業を受けたり、給食・掃除などの学級活動を一緒に行うなど、児童生徒の交流を促進します。

### ② 地域での交流機会の拡充

- 町内の障害福祉サービス事業所等での交流活動やイベントの実施を支援し、日常的なふれあいの機会を拡充します。
- 障がい者が気軽に参加できるスポーツやレクリエーションなどの場の提供に努めるほか、福祉健康フェスタなど様々な活動に参加できるように支援します。

---

### (3) 啓発・広報活動の推進

---

町社会福祉協議会や民生委員児童委員等と連携を図り、障がいや障がい者について町民が正しく理解し、認識を持つ啓発機会を提供します。

- 障害者週間等にあわせて、町や社会福祉協議会の広報誌に啓発記事の掲載を行います。
- 国や県のパンフレットなどを効果的に活用するとともに、大人向けや子ども向けのパンフレットや教材を作成し、学校及び公共施設で配布します。

---

### (4) 当事者団体の活動支援

---

当事者団体や家族会など、障がい者に関連する各種団体の交流や活動を支援します。

- ボランティアの協力等を得ながら、障がい者やその家族等による交流活動やレクリエーション活動を支援します。

---

### (5) 地域社会全体での差別の解消

---

あらゆる機会を通じて、障がいを理由とする差別の解消を図るため、障害者差別解消法の意義や趣旨について、広く町民の理解を深める取り組みを実施します。

#### ① 人権意識等の普及・啓発

- 小・中学校において、人権教育計画に基づき系統的に人権教育を実施するとともに、小・中学校及びこども園において人権擁護委員による人権教室を実施します。
- 小・中学校を通じて、障害者週間啓発に係るポスター掲示やチラシの配布を行います。また、総合的な学習の時間において、アイマスク体験や車いす体験など、障がいのある方について理解を深められる体験学習を推進します。

## ② 差別解消に向けた連携体制の構築

- 圏域の他市町と調整しつつ、木曽岬町地域自立支援協議会において、関係機関等から提供された差別に関する相談又は相談に係る事例を協議するほか、地域における差別を解消するための取り組みを協議します。
- 障害者差別解消法の改正に伴い、令和6年4月より民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されることを踏まえつつ、障がい者を理由とする差別の解消に向けて、官民が連携しつつ必要な合理的配慮の実施に努めます。

---

## (6) 行政機関の窓口等での配慮

---

町の事務・事業において、障がい者への必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行うにあたり、職員等に対する障がいへの理解を促進するため、必要な研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮の徹底に努めます。

### ① 対応要領に基づく窓口等での配慮

- 障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を作成しており、窓口等での「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について、適切な対応に努めます。

### ② 差別解消に関する職員研修の実施

- 障害者差別解消法の研修を職員向けに実施し、障がい特性や必要な配慮の周知を行います。

### ③ 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がいの種類や程度、特性に応じた、情報の取得や意思疎通の支援に努めます。

## 4 自立と社会参加の促進

---

### (1) 教育・育成の充実

---

障がいの有無に関わらず、可能な限り共に教育を受けることのできるインクルーシブ教育を推進するとともに、児童生徒、保護者、教員等に対して、発達支援や障がいに対する理解を深めるための取り組みを推進します。

#### ① 特別支援教育の充実

- 保護者や就学支援委員会、関係機関との連携を強化し、個別のケースに応じた、きめの細かい就学相談・指導を行います。
- 保健師・公認心理師による学校巡回を実施し、職員への助言を行うとともに、研修などを通じて、相談や指導にあたる教員等の専門的な技術・知識を高めます。
- 教育支援委員会、特別支援教育コーディネーター連絡会議、特別支援計画検討会等の開催を通じ、支援の必要な子どもについて、きめ細かい支援のあり方について検討します。
- 三重県立くわな特別支援学校や北勢きらら学園など、特別支援学校との連携を図りながら、保護者のニーズに対応し、特別支援教育の充実を進めます。
- 全ての保護者に対して、特別支援教育についての理解と認識を深めるための情報提供を積極的に行います。

#### ② インクルーシブ教育・育成環境の整備

- こども園の施設・整備の充実に努めるとともに、必要に応じて職員の加配等を行い、障がいのある乳幼児の受け入れ環境を整備します。
- 保健師・公認心理師による巡回指導などを通じて、障がい児に対する指導内容・方法について職員の理解を深める機会を充実します。
- 教育支援委員会との連携を図りつつ、今後も就学予定の児童生徒及び保護者とともに、就学予定の学校に訪問し、対応の必要な個所を洗い出し、施設改修や介助員の配置など、必要な受け入れ態勢の整備に努めます。

---

## (2) 就業機会の確保

---

圏域の他市町やハローワーク、就労移行支援・就労継続支援事業所等と連携し、一般就労への移行や就労の定着を支援するとともに、ジョブコーチやトライアル雇用、各種助成金制度等について、町の広報誌等を通じた情報提供に努めます。

また、企業等での一般就労が難しい人に対しては、就労継続支援事業等の場の確保に努めます。

### ① 雇用の拡充、一般就労への移行・定着促進

- 圏域で設置している就労支援に関する専門部会「就労支援部会 おら・わーく」を通じて、他市町と連携・情報共有を図りつつ、一般就労への移行や就労への定着を支援します。
- 「就労マルシェ」等を通じて、企業や障害福祉サービス事業所、関係機関が現状や課題を共有しつつ、就労促進、就労支援を図ります。
- 障害者雇用促進月間などの機会に、企業等に対して障がい者の就労に対する理解を啓発するとともに、雇用についての制度の紹介や相談の機会を拡充します。

### ② 就労継続支援の充実

- 町内の就労継続支援(A型)と就労継続支援(B型)の各事業所を通じて、企業等に就職することが困難で、継続的に就労することが可能な人に、就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
- 障害者優先調達推進法に基づき、就労継続支援事業所における受託作業の拡大を支援します。

---

### (3) 余暇活動の促進

---

障がい者の自立と社会参加の促進に寄与するため、気軽にスポーツや文化芸術活動に親しむことができるよう、町内等の活動に関する情報提供に努めます

#### ① スポーツ・文化芸術活動等の促進

- 町内の各種イベント等のすべてにわたって、ボランティア等の協力を得た介助や送迎、手話通訳や要約筆記等、障がい者の参加を前提とした運営体制を確立するとともに、交流機会の提供に努めます。
- 創作活動や趣味活動を支援するとともに、文化祭や図書館内の郷土文化交流スペース等において、展示機会の確保に努めます。

#### ② 参加のための条件整備

- 学習・文化施設やスポーツ施設など、障がい者の利用に対する合理的配慮を行います。

## 5 すべての人にやさしいまちづくりの推進

---

### (1) 福祉のまちづくりの推進

---

「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」等の周知を図るとともに、障がい者や高齢者を含め、すべての町民に配慮したまちづくりを進めます。

#### ① 広報・啓発活動の推進

- 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」をはじめとする各種制度について、パンフレット等を通じた周知を図ります。

#### ② 都市計画への福祉の視点の導入

- 都市計画マスタープランの推進にあたり、多目的トイレへの改修、道路工事等でのバリアフリー化など、順次、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。

---

## (2) 生活環境の整備

---

障がいの有無に関わらず、誰もが暮らしやすい生活環境を整備するため、住宅や公共施設、道路の新規整備や補修等にあわせて、ユニバーサルデザイン化を進めます。

また、町内や町外への移動手段の確保に努めます。

### ① 利用しやすい公共施設等の整備

- 多くの町民が利用する公共施設について、新規整備や補修等にあわせて、スロープや手すりの設置等に努めます。
- 障がい者が公共施設等を利用する際の人的な援助方法をガイドブックとして整理し、施設関係者やボランティア、町民への広報に努めます。

### ② 道路・交通環境の改善・整備

- 生活関連施設や公共施設などの周辺道路やアクセス道路について、新規整備や補修等にあわせて、歩行空間のバリアフリー化に努めます。
- 公共施設の新規整備や補修等にあわせて、障がい者用の駐車場を確保します。

### ③ 住環境の整備

- 介護保険制度等に基づき、住宅改修を促進します。

### ④ 移動手段の拡充

- 高齢者等福祉タクシー料金助成事業に取り組むとともに、デマンド交通など様々な移動手段について検討していきます。
- 外出支援サービスや福祉有償運送などの輸送サービスの人材確保と活用を促進するなど、多様な送迎ニーズに対応します。
- 地域生活支援事業の自動車訓練助成事業や自動車改造助成事業を継続し、移動手段の確保を支援します。

---

### (3) 防災対策の推進

---

地域住民と連携して、障がい者等の「避難行動要支援者避難支援体制整備」を進めます。

また、福祉避難所の周知を図るとともに、医療機関と連携して災害時の医療的なケア体制の確保に努めます。

#### ① 防災体制の確立

- プライバシーに配慮しながら、災害時の障がい者の支援方法や留意事項などを、地区の消防・防災組織に周知を図ります。
- 緊急時や災害時に必要な援助方法（連絡先や搬送先、優先的依頼事項など）を登録した名簿の整備とともに、地域で活動する関係者等と連携し、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成に取り組みます。
- 医療機関と提携を結び、災害時に医療等のサービスを必要とする障がい者を、迅速、適切に援助する体制を整備します。

#### ② 防災訓練や防災教育等の推進

- 各地域での防災訓練や防災教室を通じて、障がい者の防災意識の向上と、町民の救出・救護への協力方法を指導します。
- 防災ガイドブックやハザードマップを活用した防災教育を推進するとともに、避難行動要支援者を想定した防災訓練の実施を促進します。

---

### (4) 防犯・消費者トラブル対策の推進

---

警察と行政等との連携により、障がい者を狙った悪徳商法や詐欺等の犯罪の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。

また、消費者トラブルの防止を図るため、情報提供や相談対応を行います。

#### ① パトロールや啓発活動の促進

- 町民の防犯意識を高めるため、関係機関の協力を得て、防犯に関する情報提供や防犯パトロールを実施します。

#### ② 消費生活相談の推進

- 町広報誌やホームページ、イベントを通じて、消費生活に関わる各種トラブルに遭ったときの相談窓口や専門機関、クーリング・オフ制度に関する普及啓発に努めます。

## 第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

### 1 国の第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の基本指針の概要

本計画は、令和5年5月に国から示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」とする。）を踏まえて策定します。

#### ■国の第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 基本指針（要点）

##### 一 基本的理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着

##### 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

##### 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 相談支援体制の充実・強化
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障害者等に対する支援
- 4 協議会の活性化

##### 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- 4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- 5 障害児相談支援の提供体制の確保

■基本指針見直しの主な事項（県の施策内容を含む）

|                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援                                                                                                                                                          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障害者等への支援に係る記載の拡充</li> <li>・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し</li> </ul>                                                          |
| ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築                                                                                                                                                           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備</li> <li>・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定</li> </ul>                                                                          |
| ③福祉施設から一般就労への移行等                                                                                                                                                                   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定</li> <li>・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的利用に係る記載の追記</li> </ul>                                                                 |
| ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築                                                                                                                                                               |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備</li> <li>・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進</li> <li>・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実</li> <li>・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充</li> </ul> |
| ⑤発達障害者等支援の一層の充実                                                                                                                                                                    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進</li> <li>・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進</li> </ul>                                                             |
| ⑥地域における相談支援体制の充実強化                                                                                                                                                                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センターの設置等の推進</li> <li>・協議会の活性化に向けた成果目標の新設</li> </ul>                                                                                  |
| ⑦障害者等に対する虐待の防止                                                                                                                                                                     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底</li> <li>・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設</li> </ul>                                                                         |
| ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組                                                                                                                                                                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設</li> </ul>                                                                              |
| ⑨障害福祉サービスの質の確保                                                                                                                                                                     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加</li> </ul>                                                                               |
| ⑩障害福祉人材の確保・定着                                                                                                                                                                      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設</li> <li>・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加</li> </ul>                                                        |
| ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定                                                                                                                                                     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進</li> <li>・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進</li> </ul>                                                                   |
| ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進                                                                                                                                                             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設</li> </ul>                                                                                              |
| ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化                                                                                                                                                          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重</li> <li>・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備</li> </ul>                                                      |
| ⑭その他：地方分権提案に対する対応                                                                                                                                                                  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間の柔軟化</li> <li>・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化</li> </ul>                                                                                       |

## 2 障がい福祉計画の成果目標

障がい者の地域生活への移行や就労支援、障がい児の健やかな成長といった課題に対応するため、本計画における成果目標を、国の基本指針に基づくとともに、本町や桑員圏域の実情を考慮し、以下のとおりに設定します。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### ■成果目標の考え方

|         |                                                                 |
|---------|-----------------------------------------------------------------|
| 国の基本指針  | ① 地域生活に移行する人数<br>令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。        |
|         | ② 施設入所者数の削減<br>令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。 |
| 木曾岬町の方針 | 現在入所している人は高齢者であるため、退所は難しい状況であり、本町では、在宅支援に力を入れ、障がい者の地域生活を支援します。  |

#### ■成果目標

| 項目        | 実績(R4年度) | 目標(R8年度) |
|-----------|----------|----------|
| 施設入所者数    | 2人       | 2人       |
| 地域生活移行者数  |          | 0人       |
| 施設入所者数の削減 |          | 0人       |

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### ■成果目標の考え方

|                |                                                                                                                                           |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国の<br>基本指針     | ① 地域での平均生活日数<br>精神障がい者の精神病床から退院後１年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とすることを基本とする。【目標設定都道府県】                                                       |
|                | ② 精神病床の長期入院患者数<br>令和８年度末の精神病床における１年以上の長期入院患者数（65 歳以上・未満）を設定する。【目標設定都道府県】                                                                  |
|                | ③ 精神病床の早期退院率<br>精神病床における早期退院率に関して、入院後３か月時点の退院率については 68.9%以上、入院後６か月時点の退院率については 84.5%以上及び入院後１年時点の退院率については 91%以上とすることを基本とする。【目標設定都道府県】       |
| 木 曽 岬 町<br>の方針 | 精神病床からの退院時、ケアカンファレンスに積極的に参加して、退院後の在宅生活の基盤をつくることにより、早期退院率の向上や長期入院患者数の減少を図ります。また、桑員圏域内の関係者が集う桑員圏域専門部会の地域生活移行促進部会に参加し、情報交換や事例検討、研修を積極的に行います。 |

### (3) 地域生活支援の充実

#### ■成果目標の考え方

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国の基本指針  | <p><b>地域生活支援拠点等の整備</b><br/>令和8年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保</p> <p><b>地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築</b><br/>コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築</p> <p><b>地域生活支援拠点等による支援の実績を踏まえ運用状況の検証・検討</b><br/>年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討</p> <p><b>強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備</b><br/>令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備</p> |
| 木曽岬町の方針 | 本町の社会資源（施設や事業所等）が限られているため、町内の事業者等と必要な機能を分担しつつ、整備（面的整備型）を検討していきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

#### ■成果目標

| 項目                                                       | 実績(R5年度) | 目標(R8年度) |
|----------------------------------------------------------|----------|----------|
| 地域生活支援拠点の整備数※                                            | 0 か所     | 1 か所     |
| 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築 |          | 構築       |
| 地域生活支援拠点等による支援の実績を踏まえ運用状況の検証・検討                          |          | 年1回以上実施  |
| 強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備  |          | 整備       |

※ 地域生活支援拠点は、面的整備型（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備）

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

##### ■成果目標の考え方

|                |                                                                                                                       |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国の<br>基本指針     | ① 一般就労への移行者数<br>令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が令和8年度中に一般就労に移行することを基本とする。                                                    |
|                | ア. 就労移行支援事業<br>令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。                                                                   |
|                | イ. 就労継続支援A型事業<br>令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上とすることを基本とする。                                                               |
|                | ウ. 就労継続支援B型事業<br>令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上とすることを基本とする。                                                               |
|                | ② 就労移行支援事業所の就労移行率<br>就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。                         |
|                | ③ 就労定着支援事業利用者数<br>令和3年度の就労定着支援事業利用者の概ね1.41倍以上とすることを基本とする。                                                             |
| 木 曽 岬 町<br>の方針 | ④ 就労定着支援事業所の就労定着率<br>令和8年度における就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。                                        |
|                | 就労継続支援A型及びB型の利用者に対して、各施設やハローワークと連携し、一般就労を希望する人へ支援の充実を図ります。<br>また、桑員圏域専門部会の就労支援部会おら・わーく、おら・わーくWGに積極的に参加し、障がい者雇用を推進します。 |

##### ■成果目標

| 項目                  | 実績(R3年度) | 目標(R8年度)    |
|---------------------|----------|-------------|
| 一般就労への移行者数          | 1人       | 2人          |
| 就労移行支援事業            | 1人       | 1人          |
| 就労継続支援A型事業          | 0人       | 1人          |
| 就労継続支援B型事業          | 0人       | 0人          |
| 就労移行支援事業所の就労移行率(圏域) |          | 全事業所の5割以上   |
| 就労定着支援事業所利用者数       | 0人       | 1人          |
| 就労定着支援事業所の就労定着率(圏域) |          | 全事業所の2割5分以上 |

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

### ■成果目標の考え方

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国の基本指針  | <p>総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び基幹相談支援センターの設置</p> <p>令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）</p> <p>協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等</p> <p>協議会において、地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。</p> |
| 木曾岬町の方針 | <p>本町においては、身近な地域での相談支援を実施し、桑員圏域では、総合的・専門的な相談支援を実施します。圏域との連携を密にすることで、相談支援体制を強化します。</p>                                                                                                                                                                                               |

### ■成果目標

| 項目                                   | 目標(R8年度) |
|--------------------------------------|----------|
| 総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び基幹相談支援センターの設置 | 圏域で設置    |
| 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等    | 体制の確保    |

## (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

### ■成果目標の考え方

|         |                                                                                               |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国の基本指針  | <p>サービスの質向上のための体制の構築</p> <p>令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。</p> |
| 木曾岬町の方針 | <p>県が実施する研修会に、障害福祉サービス提供事業所の参加を呼びかけます。</p>                                                    |

### ■成果目標

| 項目                    | 目標(R8年度) |
|-----------------------|----------|
| サービスの質向上のための体制の構築（圏域） | 構築       |

### 3 障がい児福祉計画の成果目標

#### (1) 障がい児支援の提供体制の整備等

##### ■成果目標の考え方

|         |                                                                                                                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国の基本方針  | ① 児童発達支援センターの設置<br>令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。                                                                                                      |
|         | ② 障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築<br>各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。            |
|         | ③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保<br>令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。                                             |
|         | ④ 医療的ケア児支援のための協議の場の設置<br>令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける（市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない）                                                                |
|         | ⑤ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置<br>令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。                              |
| 木曽岬町の方針 | 本町の社会資源（施設や事業所等）は限られているため、桑員圏域で提供体制の整備を進めます。<br>平成28年度より桑員圏域で「e ケアネットそういん」を開催しているため、福祉・医療・保健・教育等多職種連携を意識し、事例検討や勉強会を実施します。また、「e ケアネットそういん」の中に医療的ケア児に関するコーディネーター（スーパーバイザー）を配置します。 |

##### ■成果目標

| 項目                                    |            | 実績(R5年度) | 目標(R8年度) |
|---------------------------------------|------------|----------|----------|
| 児童発達支援センターの設置（圏域）                     |            | 1か所      | 1か所      |
| 障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築（圏域） |            | 構築済      | 構築済      |
| 重症心身障がい児を支援する事業所の確保(圏域)               | 児童発達支援事業所  | 2か所      | 2か所      |
|                                       | 放課後等デイサービス | 2か所      | 2か所      |
| 医療的ケア児支援の協議の場の設置（圏域）                  |            | 設置済      | 設置済      |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（圏域）            |            | 3人       | 5人       |

## 4 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

### (1) 訪問系サービス

#### ■サービスの内容

| サービス             | 内容                                                                                        |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 居宅介護<br>(ホームヘルプ) | 居宅において、入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般的な介護を行います。                                                   |
| 重度訪問介護           | 重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり、常時介護を要する人に対し、居宅での入浴、排せつ、食事の介護を行うほか、外出時の移動中の介護などを総合的に行います。 |
| 同行援護             | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、外出時に同行し、移動に必要な様々な支援を提供します。                                      |
| 行動援護             | 知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難がある人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や、外出時の移動支援を行います。                   |
| 重度障害者等<br>包括支援   | 常時介護を必要とする人に対して、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。                                              |

#### ■必要な量の見込み（1月あたり）

| サービス             | 単位   | 実績   |      | 実績見込 | 見込   |      |      |
|------------------|------|------|------|------|------|------|------|
|                  |      | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 居宅介護<br>(ホームヘルプ) | 人／月  | 6    | 8    | 8    | 9    | 10   | 11   |
|                  | 時間／月 | 6    | 14   | 36   | 41   | 45   | 50   |
| 重度訪問介護           | 人／月  | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
|                  | 時間／月 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 同行援護             | 人／月  | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
|                  | 時間／月 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 行動援護             | 人／月  | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
|                  | 時間／月 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 重度障害者等<br>包括支援   | 人／月  | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
|                  | 時間／月 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |

※令和5年度のみ10月までの実績から算出（以降も同様）

#### ■確保の方策

訪問系サービスは、居宅介護（ホームヘルプ）のニーズが高いため、今後も事業所と連携し、適切なサービスの提供を支援します。

重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援については、利用の希望があった場合に速やかにサービス提供につなげられるよう、情報の収集や提供を行います。

## (2) 日中活動系サービス

### ■ サービスの内容

| サービス                 | 内容                                                                                                                      |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生活介護                 | 常時介護を必要とする人に対して、障がい者支援施設などで日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動または生産活動の機会の提供などのサービスを提供します。                                         |
| 自立訓練<br>(機能訓練・生活訓練)  | 自立した地域生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能の維持・回復のために必要な身体的リハビリテーションや、日常生活能力向上のために必要な訓練等を行います。                                     |
| 就労選択支援               | 令和7年度から新設されるサービスで、就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障がい者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した支援を行います。                |
| 就労移行支援               | 一般就労を希望する 65 歳未満の障がい者を対象に、定められた期間、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。                                   |
| 就労継続支援 A 型<br>(雇用型)  | 企業等に就職することが困難な 65 歳未満の障がい者のうち、継続的に就労することが可能な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。                 |
| 就労継続支援 B 型<br>(非雇用型) | 一般就労の経験はあるが、雇用には難しい人、就労移行支援事業を利用したが、一般就労に至らなかった人などに、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力を習得するための必要な訓練等を行います。 |
| 就労定着支援               | 就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。                                                                     |
| 療養介護                 | 医療が必要な人であって、常時介護を要する人に対して、主に昼間、病院その他施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。                                  |
| 短期入所<br>(福祉型)        | 介護者が病気の場合などの理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所が必要な人を対象に、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。                                                 |
| 短期入所<br>(医療型)        | 介護者が病気の場合などの理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所が必要な医療ニーズに高い人を対象に、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。                                         |

■必要な量の見込み

| サービス                 | 単位   | 実績    |       | 実績見込  | 見込    |       |       |
|----------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                      |      | R 3年度 | R 4年度 | R 5年度 | R 6年度 | R 7年度 | R 8年度 |
| 生活介護※                | 人／月  | 6     | 6     | 7     | 8     | 9     | 10    |
|                      | 人日／月 | 102   | 99    | 140   | 160   | 180   | 200   |
| 自立訓練<br>(機能訓練)       | 人／月  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|                      | 人日／月 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 自立訓練<br>(生活訓練)       | 人／月  | 0     | 1     | 3     | 3     | 3     | 3     |
|                      | 人日／月 | 0     | 30    | 90    | 90    | 90    | 90    |
| 就労選択支援               | 人／月  |       |       |       |       | 3     | 3     |
| 就労移行支援               | 人／月  | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
|                      | 人日／月 | 18    | 7     | 16    | 16    | 16    | 16    |
| 就労継続支援 A 型<br>(雇用型)  | 人／月  | 12    | 11    | 10    | 11    | 12    | 13    |
|                      | 人日／月 | 236   | 230   | 215   | 237   | 258   | 280   |
| 就労継続支援 B 型<br>(非雇用型) | 人／月  | 16    | 17    | 18    | 19    | 20    | 22    |
|                      | 人日／月 | 281   | 271   | 322   | 340   | 358   | 394   |
| 就労定着支援               | 人／月  | 0     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 療養介護                 | 人／月  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 短期入所<br>(福祉型) ※      | 人／月  | 5     | 6     | 7     | 8     | 9     | 10    |
|                      | 人日／月 | 16    | 20    | 23    | 26    | 30    | 33    |
| 短期入所<br>(医療型) ※      | 人／月  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|                      | 人日／月 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

※生活介護及び短期入所は、重度障がい者（強度行動障がい、高次脳機能障がい等）の利用は見込んでいません。

■見込量確保の方策

特別支援学校卒業者や福祉施設や病院から地域へ移行した障がい者が、日中活動や就労などを通じて社会参加できるようニーズの把握に努め、日中系サービスの提供体制の整備を図ります。また、今後も事業所と連携を図り、円滑な移行を支援します。

生活介護については利用が多く、今後も利用の増加が見込まれるため、町内及び近隣市町のサービス提供事業所と連携を図り、提供体制の充実に努めます。

就労系のサービスについては、障がい者雇用の促進により、今後ニーズが高まることが想定されます。事業所や企業、桑員圏域、三重県、ハローワークなどと連携し、障がい者からの相談、訓練や連絡調整などを行います。

### (3) 居住系サービス

#### ■サービスの内容

| サービス                | 内容                                                                                                                                        |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自立生活援助              | 障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時適切な支援を行います。 |
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 主として夜間に共同生活を営む住居において、相談や日常生活上の援助を行います。                                                                                                    |
| 施設入所支援              | 施設の入所者を対象として、障がい者支援施設において、主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。                                                                                     |

#### ■必要な量の見込み

| サービス                      |        | 単位  | 実績   |      | 実績見込 | 見込   |      |      |
|---------------------------|--------|-----|------|------|------|------|------|------|
|                           |        |     | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 自立生活援助                    |        | 人/月 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 共同生活援助<br>(グループホーム)<br>※1 |        | 人/月 | 3    | 6    | 6    | 6    | 6    | 6    |
| 施設入所支援                    |        | 人/月 | 2    | 2    | 2    | 2    | 2    | 2    |
| 地域生活<br>支援拠点<br>等※2       | 整備数    | か所  | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 1    |
|                           | 検証・検討数 | 回/年 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 1    |

※1 共同生活援助は、重度障がい者（強度行動障がい、高次脳機能障がい等）の利用は見込んでいません。

※2 地域生活支援拠点等は、面的整備型（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備）

#### ■見込量確保の方策

共同生活援助（グループホーム）については、需要に対して、近隣市町の事業所との連携を保ちながら、桑員圏域での調整を図ります。また、グループホーム利用者のうち、ひとり暮らしを希望する人に対して、居宅生活への移行や生活の定着への支援に努めます。

地域生活支援拠点等については、町内の事業所等が地域生活を支援する上で必要な機能を分担しつつ、体制を整備すること（面的整備型）を検討していきます。また、その機能について関係機関で検証します。

#### (4) 計画相談支援・地域移行支援・地域密着支援

##### ■サービスの内容

| サービス   | 内容                                                                                       |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計画相談支援 | 障害福祉サービスを利用する人で、サービス利用に関して支援が必要と認められる人に対し、サービス等利用計画を作成します。                               |
| 地域移行支援 | 施設や病院から退所・退院する人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。                         |
| 地域定着支援 | 施設・病院から退所・退院や家族からの独立などにより単身生活に移行した人などに対して、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態などに相談などの支援を行います。 |

##### ■必要な量の見込み

| サービス   | 単位  | 実績   |      | 実績見込 | 見込   |      |      |
|--------|-----|------|------|------|------|------|------|
|        |     | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 計画相談支援 | 人／月 | 7    | 9    | 9    | 9    | 9    | 10   |
| 地域移行支援 | 人／月 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 地域定着支援 | 人／月 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |

##### ■見込量確保の方策

相談支援事業者と連携し、適切な支援ができるよう、相談専門員の資質向上に努め、相談支援体制の充実を図ります。

## 5 障害児福祉サービス等の見込量と確保のための方策

### (1) 障がい児通所支援事業

#### ■サービスの内容

| サービス        | 内容                                                                                   |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童発達支援※     | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など必要な支援を行います。                                    |
| 放課後等デイサービス  | 授業の終了後または学校休校日に施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。                           |
| 保育所等訪問支援    | 保育所などを訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援を行います。                               |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障がい等の状態にある児童であって、児童発達支援等を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、児童の居宅を訪問して発達支援を行います。 |
| 障がい児相談支援    | 障がい児通所給付サービス利用の調整を必要とする障がい児に対し、障がい児支援利用計画を作成するものです。                                  |

※令和6年4月より医療型児童発達支援が児童発達支援として一元化

#### ■必要な量の見込み

| サービス        | 単位   | 実績   |      | 実績見込 | 見込   |      |      |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|
|             |      | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 児童発達支援      | 人／月  | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    |
|             | 人日／月 | 3    | 1    | 3    | 3    | 3    | 3    |
| 放課後等デイサービス  | 人／月  | 13   | 13   | 10   | 13   | 14   | 15   |
|             | 人日／月 | 160  | 163  | 134  | 174  | 188  | 201  |
| 保育所等訪問支援    | 人／月  | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
|             | 人日／月 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人／月  | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
|             | 人日／月 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 障がい児相談支援    | 人／月  | 3    | 3    | 3    | 3    | 3    | 3    |

## ■見込量確保の方策

障がいの多様化により、求められる支援も多種多様となっているため、障がい児一人ひとりとその家族の個別ニーズを反映した提供体制の確保に向けて、近隣市町のサービス提供事業所と連携を保ちながら、桑員圏域での広域的な調整を図ります。

医療的ケア児に対するサービス提供基盤については、桑員圏域の他市町との調整により、整備を図ります。

## (2) 子ども・子育て支援事業計画

### ■サービスの内容

| サービス        | 内容                                                                             |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 子ども・子育て支援事業 | 障がいの有無に関わらず、児童がともに成長できるよう、こども園及び放課後児童健全育成事業（放課後等児童クラブ）等における障がい児の受け入れ体制整備を行います。 |

### ■必要な量の見込み

| サービス          | 単位  | 実績   |      | 実績見込 | 見込   |      |      |
|---------------|-----|------|------|------|------|------|------|
|               |     | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| こども園（幼稚園・保育園） | 人／年 | 1    | 1    | 3    | 3    | 3    | 3    |
| 放課後児童健全育成事業   | 人／年 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |

### ■見込量確保の方策

障がいの有無に関わらず、児童がともに成長できるよう、子ども・子育て支援等の希望に対して「木曽岬町子ども・子育て支援事業計画」と連携し、ニーズ把握と必要に応じた職員の加配等、提供体制の整備に取り組んでいきます。

## 6 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

### (1) 理解促進・啓発事業、自発的活動支援事業

#### ■サービスの内容

| サービス        | 内容                                                                                       |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 理解促進研修・啓発事業 | 障がい者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。 |
| 自発的活動支援事業   | 障がい者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。                    |

#### ■必要な量の見込み

| サービス        | 単位   | 実績   |      | 実績見込 | 見込   |      |      |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|
|             |      | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施有無 | 無    | 無    | 無    | 無    | 無    | 有    |
| 自発的活動支援事業   | 実施有無 | 無    | 無    | 無    | 無    | 無    | 有    |

#### ■見込量確保の方策

理解促進研修・啓発事業では、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントを開催し、住民に対する啓発活動を実施します。

自発的活動支援事業は、障がい者や家族の交流など、障がい者団体などが自主的に取り組む活動に対し支援を行います。

## (2) 相談支援事業

### ■サービスの内容

| サービス   | 内容                                                                                                                  |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 相談支援事業 | 障がい者や介助者（介護者）などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、または障害福祉サービスの利用支援などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者などの権利擁護のために必要な援助を行います。 |

### ■実施の有無

| サービス                  | 単位   | 実績   |      | 実績見込 | 見込   |      |      |
|-----------------------|------|------|------|------|------|------|------|
|                       |      | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 障害者相談支援事業             | 実施か所 | 2    | 2    | 2    | 2    | 2    | 2    |
| 基幹相談支援センター（圏域）        | 実施有無 | 有    | 有    | 有    | 有    | 有    | 有    |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業（圏域） | 実施有無 | 有    | 有    | 有    | 有    | 有    | 有    |
| 住宅入居等支援事業（圏域）         | 実施有無 | 無    | 無    | 無    | 無    | 無    | 無    |
| 地域自立支援協議会             | 設置か所 | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    |

### ■見込量確保の方策

相談支援事業では、それぞれの障がいの特性に応じた相談支援事業が実施できるよう、桑員圏域内で相談支援事業者と連携し、相談支援体制の構築を図ります。また、地域自立支援協議会の運営を活性化させ、地域の実情等を踏まえた相談支援の強化を図ります。

### (3) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

#### ■サービスの内容

| サービス           | 内容                                                                                  |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 成年後見制度利用支援事業   | 障害福祉サービスを利用、または利用しようとする知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて、または一部について補助を行います。 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。         |

#### ■実施の有無

| サービス           | 単位   | 実績   |      | 実績見込 | 見込   |      |      |
|----------------|------|------|------|------|------|------|------|
|                |      | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 成年後見制度利用支援事業   | 人／年  | 0    | 0    | 1    | 1    | 1    | 1    |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施有無 | 有    | 有    | 有    | 有    | 有    | 有    |

#### ■見込量確保の方策

成年後見制度利用支援事業では、事業内容や対象者について周知を図るとともに、「成年後見制度利用促進基本計画」（木曽岬町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に包含）に基づき、必要な支援等を推進します。

### (4) 意思疎通支援事業（手話通訳等）

#### ■サービスの内容

| サービス     | 内容                                                                       |
|----------|--------------------------------------------------------------------------|
| 意思疎通支援事業 | 聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人などに対して、手話通訳者や要約筆記者などの設置、派遣を行います。 |

#### ■必要な量の見込み

| サービス      | 単位  | 実績   |      | 実績見込 | 見込   |      |      |
|-----------|-----|------|------|------|------|------|------|
|           |     | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 手話通訳者設置事業 | 人／年 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 手話通訳者派遣事業 | 件／年 | 1    | 1    | 2    | 3    | 3    | 3    |
| 要約筆記者派遣事業 | 件／年 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |

#### ■見込量確保の方策

意思疎通支援事業（手話通訳等）では、手話通訳者や要約筆記者の確保・育成のため、研修会の開催や手話通訳者等の養成事業への参加を促進します。

## (5) 日常生活用具給付等事業

### ■サービスの内容

| サービス        | 内容                                                        |
|-------------|-----------------------------------------------------------|
| 日常生活用具給付等事業 | 障がい者などに対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修工事費を給付し、日常生活の便宜を図ります。 |

### ■必要な量の見込み

| サービス        | 単位  | 実績   |      | 実績見込 | 見込   |      |      |
|-------------|-----|------|------|------|------|------|------|
|             |     | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 介護・訓練支援用具   | 件/年 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 自立生活支援用具    | 件/年 | 1    | 0    | 0    | 1    | 1    | 1    |
| 在宅医療等支援用具   | 件/年 | 0    | 1    | 0    | 1    | 1    | 1    |
| 情報・意思疎通支援用具 | 件/年 | 0    | 2    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 排泄管理支援用具    | 件/年 | 217  | 224  | 210  | 249  | 265  | 281  |
| 居宅生活動作補助用具  | 件/年 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 住宅改修費       | 件/年 | 0    | 0    | 1    | 1    | 1    | 1    |

### ■見込量確保の方策

日常生活用具給付等事業では、障がい者が在宅で安心した生活が送れるよう、利用者のニーズを把握し、必要な用具の確保及び事業の周知に努めます。

## (6) 手話奉仕員養成研修事業

### ■サービスの内容

| サービス        | 内容                                                                           |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 手話奉仕員養成研修事業 | 聴覚障がい者との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。 |

### ■必要な量の見込み

| サービス            | 単位  | 実績   |      | 実績見込 | 見込   |      |      |
|-----------------|-----|------|------|------|------|------|------|
|                 |     | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 手話奉仕員養成研修事業（圏域） | 人/年 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |

### ■見込量確保の方策

手話奉仕員養成講座等の実施に努め、奉仕員の確保・育成を図ります。

## (7) 移動支援事業

### ■サービスの内容

| サービス   | 内容                                                       |
|--------|----------------------------------------------------------|
| 移動支援事業 | 屋外での移動が困難な人を対象に、外出の際の移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促進します。 |

### ■必要な量の見込み

| サービス   | 単位   | 実績    |       | 実績見込  | 見込    |       |       |
|--------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        |      | R 3年度 | R 4年度 | R 5年度 | R 6年度 | R 7年度 | R 8年度 |
| 移動支援事業 | 人／月  | 2     | 2     | 3     | 3     | 3     | 4     |
|        | 時間／月 | 6     | 6     | 6     | 6     | 6     | 6     |

### ■見込量確保の方策

移動支援事業では、個別支援型を実施しており、障がいの状態やニーズに応じた外出ができるよう、障がい者の多様な活動を支えるサービスの提供体制の整備に努めます。

## (8) 地域活動支援センター機能強化事業

### ■サービスの内容

| サービス         | 内容                                          |
|--------------|---------------------------------------------|
| 地域活動支援センター事業 | 障がい者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。 |

### ■必要な量の見込み

| サービス         | 単位  | 実績    |       | 実績見込  | 見込    |       |       |
|--------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|              |     | R 3年度 | R 4年度 | R 5年度 | R 6年度 | R 7年度 | R 8年度 |
| 地域活動支援センター事業 | 人／月 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

### ■見込量確保の方策

過去3か年度の利用実績はなく、本計画期間も利用を見込みませんが、需要を把握しつつ、必要なサービス提供に努めます。

## (9) 任意事業

### ■サービスの内容

| サービス        | 内容                                                |
|-------------|---------------------------------------------------|
| 日中一時支援事業    | 家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がい者などの日中における活動の場を提供するものです。 |
| 自動車操作訓練助成事業 | 障がい者の社会参加を促進するため、自動車運転免許取得に要した費用の一部を助成します。        |
| 自動車改造助成事業   | 障がい者の社会参加を促進するため、自動車改造に要した経費の一部を助成します。            |
| 訪問入浴サービス事業  | 家庭で入浴が困難な障がい者宅を訪問し、入浴の機会を提供します。                   |

### ■必要な量の見込み

| サービス        | 単位  | 実績   |      | 実績見込 | 見込   |      |      |
|-------------|-----|------|------|------|------|------|------|
|             |     | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 日中一時支援事業    | 人／月 | 11   | 9    | 10   | 12   | 12   | 12   |
|             | 回／月 | 26   | 23   | 27   | 33   | 33   | 33   |
| 自動車操作訓練助成事業 | 件／月 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 1    |
| 自動車改造助成事業   | 件／月 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 1    |
| 訪問入浴サービス事業  | 件／月 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 1    |

### ■見込量確保の方策

日中一時支援事業では、サービス提供事業者による事業実施が確保されるよう支援します。

自動車操作訓練助成事業、自動車改造助成事業では、過去3か年度の利用実績はなく、本計画期間も利用を見込みませんが、障がい者の社会参加を促進するため、サービスを必要とする人が利用できるよう、事業内容の周知と利用促進に努めます。

訪問入浴サービス事業では、過去3か年度の利用実績はなく、本計画期間も利用を見込みませんが、需要を把握しつつ、必要なサービス提供に努めます。

## 7 その他の活動指標

### (1) 発達障がい者等に対する支援

#### ■国の考え方

| 活動指標                         | 内容                                              |
|------------------------------|-------------------------------------------------|
| ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数 | ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等への受講者数の見込みを定める。 |
| ペアレントメンターの人数                 | ペアレントメンター養成研修等の修了人数の見込みを定める。                    |
| ピアサポートの活動への参加人数              | 発達障がい者によるピアサポート活動に参加した人数の見込みを定める。               |

#### ■必要な量の見込み

| 項目                           |     | 単位  | 実績見込 | 見込   |      |      |
|------------------------------|-----|-----|------|------|------|------|
|                              |     |     | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数 | 保護者 | 人／年 | 0    | 0    | 0    | 1    |
|                              | 支援者 | 人／年 | 0    | 0    | 0    | 1    |
| ペアレントメンターの人数                 |     | 人／年 | 0    | 0    | 0    | 1    |
| ピアサポートの活動への参加人数              |     | 人／年 | 0    | 0    | 0    | 1    |

#### ■見込量確保の方策

活動の担い手の確保・育成を図るとともに、活動を支援します。

また、発達障がいのある子どもを持つ保護者に対して、事業の意義や目的について周知し、利用や参加の促進を図ります。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ■国の考え方

| 活動指標               | 内容                                                                                                       |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 協議の場の開催回数          | 各市町村（または圏域）の保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の年間の開催回数の見込みを定める。                     |
| 関係者ごとの参加者数         | 市町村（または圏域）ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを定める。 |
| 協議の場における目標設定及び実施回数 | 市町村（または圏域）ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを定める。           |

### ■必要な量の見込み

| サービス                  |          | 単位  | 実績見込  | 見込    |       |       |
|-----------------------|----------|-----|-------|-------|-------|-------|
|                       |          |     | R 5年度 | R 6年度 | R 7年度 | R 8年度 |
| 協議の場の開催回数             |          | 回／年 | 3     | 3     | 3     | 3     |
| 関係者ごとの参加者数            |          | 人／年 | 11    | 11    | 11    | 11    |
|                       | 保健関係者    | 人／年 | 2     | 2     | 2     | 2     |
|                       | 精神科医療関係者 | 人／年 | 4     | 4     | 4     | 4     |
|                       | その他医療関係者 | 人／年 | 1     | 1     | 1     | 1     |
|                       | 福祉関係者    | 人／年 | 3     | 3     | 3     | 3     |
|                       | 介護関係者    | 人／年 | 0     | 0     | 0     | 0     |
|                       | 当事者      | 人／年 | 1     | 1     | 1     | 1     |
|                       | 家族       | 人／年 | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 協議の場における目標設定及び評価の実施回数 |          | 回／年 | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 精神障がい者の地域移行支援         |          | 人／年 | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 精神障がい者の地域定着支援         |          | 人／年 | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 精神障がい者の共同生活支援         |          | 人／年 | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 精神障がい者の自立生活支援         |          | 人／年 | 4     | 5     | 6     | 7     |
| 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）     |          | 人／年 | 3     | 4     | 5     | 6     |

### ■見込量確保の方策

保健・精神科医療・福祉関係者及び参加する協議の場を設置します。

地域相談支援をはじめとしたサービスの利用状況の共有を通して、精神障がい者が地域で暮らす上で必要なネットワークの構築を図ります。

### (3) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

#### ■国の考え方

| 活動指標         | 内容                                                                                                                                                                                     |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域の相談支援体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを定める。</li> <li>・地域の相談支援事業者について、人材育成の支援件数の見込みを定める。</li> <li>・地域の相談機関との連携強化の取り組みについて、実施回数の見込みを定める。</li> </ul> |

#### ■必要な量の見込み

| 項目                                 |                                 | 単位   | 実績見込         | 見込    |       |       |  |
|------------------------------------|---------------------------------|------|--------------|-------|-------|-------|--|
|                                    |                                 |      | R 5年度        | R 6年度 | R 7年度 | R 8年度 |  |
| 基幹相談支援センターの設置（圏域）                  |                                 | 実施有無 | 有            | 有     | 有     | 有     |  |
| 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化          | 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 | 件／年  | 専門的な指導・助言を実施 |       |       |       |  |
|                                    | 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数            | 件／年  | 4            | 4     | 4     | 4     |  |
|                                    | 地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数         | 回／年  | 12           | 12    | 12    | 12    |  |
| 協議会※における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善 | 相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）       | 回／年  | 12           | 12    | 12    | 12    |  |
|                                    | 協議会の参加事業者・機関数                   | か所／年 | 11           | 11    | 11    | 11    |  |
|                                    | 協議会の専門部会の設置数                    | か所／年 | 1            | 1     | 1     | 1     |  |
|                                    | 協議会の専門部会の実施回数                   | 回／年  | 12           | 12    | 12    | 12    |  |

※協議会は「2市2町そういん運営会議」

#### ■見込量確保の方策

障がい者総合相談支援センターそういん（基幹相談支援センター）が中心となり、総合的・専門的な相談支援を実施します。

事業所への指導・助言や、人材育成についても、障がい者総合相談支援センターそういん（基幹相談支援センター）が核となり、相談支援事業所と連携を図りながら、町内の事業所への訪問や研修等への参加を支援します。

地域の相談機関との連携強化についても、障がい者総合相談支援センターそういん（基幹相談支援センター）が中心となって、「2市2町そういん運営会

議」の相談支援部会などで情報共有や、困難な事例の検討等を行い、連携を図ります。

#### (4) 障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み

##### ■国の考え方

| 活動指標                | 内容                                                             |
|---------------------|----------------------------------------------------------------|
| 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 | 障害者総合支援法の具体的内容の理解を目的として、都道府県や市町村（委託事業含む）が実施する研修への参加人数の見込みを定める。 |

##### ■必要な量の見込み

| 項目                                     | 単位  | 実績見込  | 見込    |       |       |  |
|----------------------------------------|-----|-------|-------|-------|-------|--|
|                                        |     | R 5年度 | R 6年度 | R 7年度 | R 8年度 |  |
| 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数 | 人／年 | 2     | 2     | 2     | 2     |  |

##### ■見込量確保の方策

研修への参加については、県が主催する研修等に町職員が毎年参加します。

## 第6章 計画の推進

### 1 計画の進行・管理

計画に定めた見込量や目標等の進捗状況については、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は計画の変更やその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

基本指針に即して定めた成果目標、各サービス・事業の見込量については、PDCAサイクルに沿ってその進捗状況や数値目標の達成状況などについて分析し、協議会の意見等により必要があると認められるときは、計画の変更や見直しを行います。

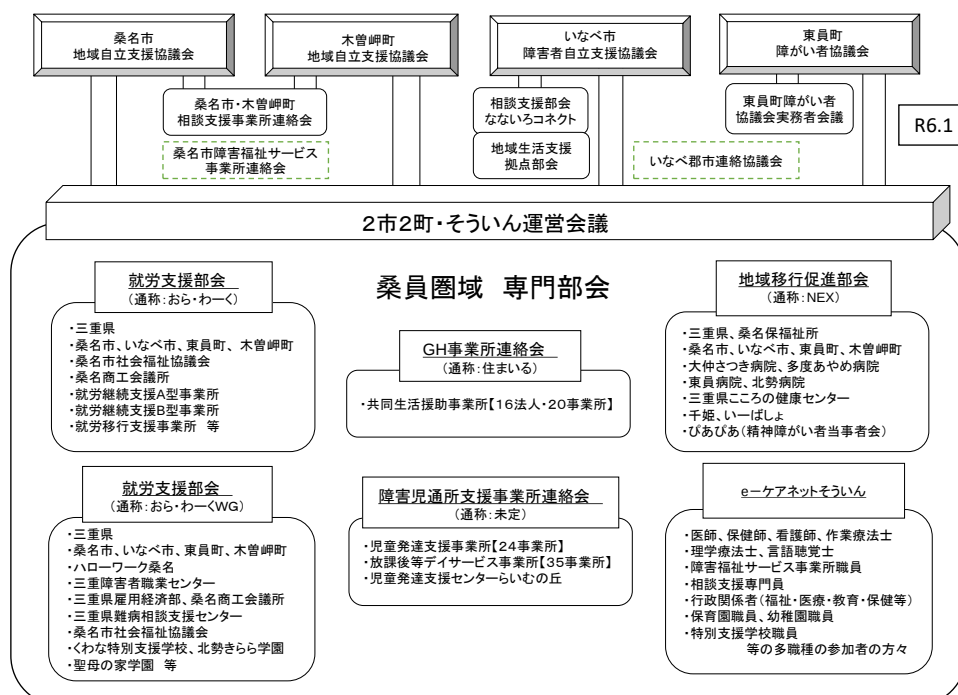
### 2 地域自立支援協議会の役割

◆地域自立支援協議会とは、地域の関係者が集まり、

- ・相談支援事業に関すること
- ・地域課題や困難事例への対応に関すること
- ・地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること
- ・障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に関すること
- ・権利擁護や虐待防止に関すること

などを協議し、地域のサービス基盤の整備を進めていく役割を担っています。

◆桑員圏域では、2市2町が個々に協議会を設置しており、「2市2町そういん運営会議」において、課題を共有して問題の解決策を協議します。また、専門分野ごとに設置されている「桑員圏域 専門部会」（下記の図のとおり）で審議を図るなど、サービス体制の確保などの役割を担うために活用します。



## 1 木曽岬町地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき、障害者の地域における生活を支援するため、相談支援体制をはじめ、地域の障害福祉に関するシステムづくりを進めるため、木曽岬町地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、協議を行う。

- (1) 相談支援事業に関すること。
- (2) 地域課題や困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (4) 木曽岬町障がい者計画及び木曽岬町障害福祉計画に関すること。
- (5) 権利擁護や虐待防止に関すること。
- (6) その他障害福祉に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、10人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療、教育、又は雇用機関の関係者
- (4) 福祉団体関係者
- (5) 関係行政機関職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(役員)

第4条 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長の指名した委員をもって充て、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 会議の議事は、委員の合議で決するものとする。ただし、協議が整わない場合には、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、個人情報その他職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉健康課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公表の日から施行する。

2 桑員地域自立支援協議会設置要綱（平成19年告示第5号）は廃止する。

## 2 木曽岬町地域自立支援協議会委員名簿

| 関係機関 |                                   | 氏名     | 役職等      |                            |
|------|-----------------------------------|--------|----------|----------------------------|
| 1    | 障がい者総合相談支援センター<br>そういん            | 坂口 和彦  | 社会福祉士    | 1) 相談支援事業者                 |
| 2    | 木曽岬町指定特定相談支援事業所<br>木曽岬町地域包括支援センター | 小森 美里  | 相談支援専門員  | 1) 相談支援事業者                 |
| 3    | 木曽岬町社会福祉協議会                       | 小林 由典  | 事務局長心得   | 2) 障害福祉サービス<br>事業者         |
| 4    | 木曽岬町こども相談センター                     | 佐藤 信恵  | 保健師      | 3) 保健・医療、教育、<br>又は雇用機関の関係者 |
| 5    | 木曽岬町教育委員会                         | 近藤 佑生  | 係長兼指導主事  | 3) 保健・医療、教育、<br>又は雇用機関の関係者 |
| 6    | さくら作業所ひまわり会                       | 花井 恵子  | 会長       | 4) 福祉団体関係者                 |
| 7    | 民生委員・児童委員                         | 水谷 正   | 民生委員     | 5) 関係行政機関職員                |
| 8    | 人権擁護員                             | 服部 清子  | 高齢者・障がい者 | 5) 関係行政機関職員                |
| 9    | 町民代表                              | 堀田 かおり |          | 6) その他町長が必要<br>と認めるもの      |
| 10   | 町民代表                              | 反田 由美子 |          | 6) その他町長が必要<br>と認めるもの      |

木曽岬町自立支援協議会設置要綱第6条第3項により出席依頼

|                        |       |       |            |
|------------------------|-------|-------|------------|
| 障がい者総合相談支援センター<br>そういん | 中村 弘樹 | センター長 | 桑員圏域アドバイザー |
| 三重県桑名保健所 地域保健課         | 岩佐 信子 | 課長    |            |

### 3 策定経過

| 年月日                    | 調査・会議                                                                                                      |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年<br>9月1日<br>～9月29日 | アンケート調査の実施<br>・手帳所持者等調査<br>・町民調査                                                                           |
| 9月28日                  | 第1回木曽岬町地域自立支援協議会<br>・令和4年度木曽岬町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画実績報告について<br>・木曽岬町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の概要について |
| 12月22日                 | 第2回木曽岬町地域自立支援協議会<br>・木曽岬町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画素案について                                              |
| 令和6年<br>1月5日<br>～1月19日 | パブリックコメントの実施                                                                                               |
| 2月15日                  | 第3回木曽岬町地域自立支援協議会<br>・パブリックコメントの結果について<br>・木曽岬町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画案について                          |



## 木曽岬町障がい者計画



第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

